

# 健康保険と 医療のガイド



# Contents

●マイナンバーカード保険証(マイナ保険証)を使いこなそう	4
●保険証廃止に向けて準備を進めています	5
●健康保険の適用拡大について	5
●令和6年度 予算のお知らせ	6
●健康保険料及び介護保険料月額表	7
●令和4年度 決算のお知らせ	8
●わたしたちの健保は組合健保	9
●健康保険に加入する人	10
●保険証は大切に	12
●保険料と標準報酬	13
●保険給付の種類	14
●保険給付一覧	15
●保険証が使えないケース	16
●病気やケガをしたとき	17
●高額な医療費がかかったとき	18
●立替払いをしたとき	20
●柔道整復師にかかったとき	21
●医療費の差額を払うとき／歯の治療を受けるとき	22
●入院などで移送を受けるとき／在宅医療を受けるとき	23
●公費で受けられる医療	24
●病気やケガで仕事を休んだとき	25
●出産したとき	26
●出産のため仕事を休んだとき	27
●死亡したとき	28
●交通事故などにあつたとき	29
●退職後の給付	30
●任意継続被保険者制度	31
●医療費通知／医療費控除	32
●介護保険	34
●高齢者医療制度	36
●相談窓口のご案内	37
●保健事業のご案内	38
●「令和6年度 インフルエンザ予防接種」補助制度のご案内	39
●「健康マイポータル」のご案内	40
●健康診断のご案内	41
●「&well」のご案内	42
●契約保養施設のご案内	43
●シン・タバコ事情／当組合の禁煙支援事業	44
●けんぽINFOMATION(組合議員就退任、理事会・組合会の報告、公告事項)	46

2024年度版

# 健康保険と 医療のガイド

## 健康保険は相互扶助のシステムです

わたしたちが気がかりなことのひとつに、自分自身や家族が病気になったりケガをしたときの医療費や生活費をどうするか、ということがあります。これは、出産や死亡の場合も同じことです。

健康保険は、このような不時の出費に備えて、働いている人たちがそれぞれの収入に応じて保険料を出し合い、これに事業主も負担し、思わぬ病気やケガのとき、出産や死亡のときに、必要な医療や現金を支給するという、“相互扶助”の精神に基づく制度です。

本書では、健康保険のしくみや給付の内容などをわかりやすく解説しています。





厚生労働省  
「マイナンバーカードの保険証利用」の資料等より

# 保険証利用登録はお済みですか？ マイナンバーカード保険証 (マイナ保険証)を使いこなそう



## もっと使える！マイナ保険証と医療情報

令和5年4月より医療機関等でのオンライン資格確認システムの導入が原則義務化され、マイナ保険証が利用できる医療機関も増加しています。

患者にとってマイナ保険証の一番のメリットは、今までに受けた診療行為や使った薬、健診結果等の医療情報を医師・薬剤師らと共有できることにあります(患者の同意が必要)。これにより口頭でうまく説明できなくても、正確な情報に基づいた診断が受けられ、薬の重複なども回避できます。国は国民がよりよい医療を受けられるよう、さらに閲覧可能な医療情報の拡大を進めています。

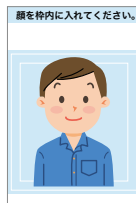
## マイナンバー提出についての お願い

健康保険組合では、会社(事業主)を通じてみなさん(扶養家族を含む)のマイナンバーを取得し国のオンライン資格確認システムに登録しています。未提出・提出遅れ、番号間違い、再発行などで変更があったのに未届けだったりすると、マイナ保険証を使用したとき、医療機関で「無効」「該当者なし」などと表示されてしまいます。**マイナンバーの提出は速やかに、間違いのないようお願いいたします。**

## マイナ保険証の使い方

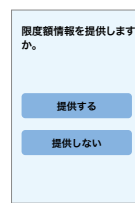
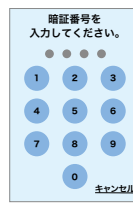


1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く



2 顔認証か暗証番号入力で本人確認  
※かかりつけ医などでは職員の見目録でもOK

または



3 情報取得の同意確認をして受付終了

- ・診療情報
  - ・薬剤情報
  - ・特定健診情報
  - ・限度額情報
- の同意確認は受診の都度行います。

## マイナ保険証で医療機関・薬局と共有できる情報 ※受付で患者本人が同意した場合

### 診療情報

※令和4年6月以降に提出されたレセプトに含まれる情報をもとにした3年分の情報(2021年9月以降に行われた診療行為)

医療機関を受診した際に受けた診療行為の情報です。

- 受診者情報
- 過去の診療情報  
(医療機関名・受診歴・診療年月日・診療行為名など)

### 薬剤情報

※令和3年9月以降に診療したものを3年分の情報

医療機関や薬局等で受け取った薬の情報です。注射、点滴も含まれます。

- 受診者情報
- 過去のお薬情報  
(医療機関名・薬局名・薬剤年月日・成分名・用法・用量など)

### 特定健診情報

※令和2年度以降に実施したものを5年分の情報

40~74歳を対象に実施されている特定健診の情報です。

- 受診者情報
- 特定健診結果情報・質問票情報・メタボ判定・特定保健指導の対象基準判定

診療情報		薬剤情報		特定健診情報	
診療情報	薬剤情報	特定健診情報	診療情報	薬剤情報	特定健診情報
2023年7月 19日	2023年7月 19日	2023年7月 19日	2023年7月 19日	2023年7月 19日	2023年7月 19日
1. 処方情報	1. 処方情報	1. 検査結果	2. 処方情報	2. 処方情報	2. 検査結果
2. 処方情報	2. 処方情報	2. 検査結果	3. 処方情報	3. 処方情報	3. 検査結果
3. 処方情報	3. 処方情報	3. 検査結果	4. 処方情報	4. 処方情報	4. 検査結果
4. 処方情報	4. 処方情報	4. 検査結果	5. 処方情報	5. 処方情報	5. 検査結果
5. 処方情報	5. 処方情報	5. 検査結果	6. 処方情報	6. 処方情報	6. 検査結果
6. 処方情報	6. 処方情報	6. 検査結果	7. 処方情報	7. 処方情報	7. 検査結果
7. 処方情報	7. 処方情報	7. 検査結果	8. 処方情報	8. 処方情報	8. 検査結果
8. 処方情報	8. 処方情報	8. 検査結果	9. 処方情報	9. 処方情報	9. 検査結果
9. 処方情報	9. 処方情報	9. 検査結果	10. 処方情報	10. 処方情報	10. 検査結果

患者本人も、  
マイナポータル\*で  
これらの情報を  
見ることができます

\*マイナポータル…政府が提供している、オンラインで自分の情報が見られる自分専用のサイト

# 保険証廃止へ向けて準備を進めています

保険証廃止に向け、健康保険組合では皆さんが不安や不便のないよう、保険者としての取り組みを進めてまいります。国の事業でもある「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」が円滑に進むよう、皆さんもご協力よろしくお願いたします。



## 健康保険組合の主な取り組み

### 1 新規資格取得時の取り組み

入社したとき・家族を扶養にしたときなど、当組合の加入者になるときは事業所を通じてマイナンバーを当組合に提出する必要があります。新規資格取得者に対しては、次のような取り組みを行い、皆さんが医療機関でスムーズに受診できるよう努めます。

- タイムラグをできるだけなくするため、新規資格取得後**5日以内**にマイナンバーを提出していただく
- マイナンバー誤りに備え、住所は住民票の住所を記載していただく
- マイナ保険証が使えない医療機関用に「資格情報のお知らせ」を交付(申請不要)

※「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関は受診できません。マイナ保険証の提示が必要です。

※「資格情報のお知らせ」には氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名が記載されます。

資格情報のお知らせ

### 2 データ登録のシステムチェック等

誤登録等によるトラブルを防ぐため、データ登録時のシステムチェックを強化し、引き続きデータの総点検と修正作業を行います。登録済データで誤登録の疑いのあるものについては本人に通知するしくみを導入します。



### 3 マイナ保険証を所有していない人への対応

現在発行済みの保険証は、保険証廃止後、最長1年間使用できますが、それ以降は使用できません。さまざまな事情によりマイナンバーカードの取得が難しいなど、当組合が必要と認めた人については「資格確認書」を交付します。

ただ、「資格確認書」の交付はあくまでも例外であり、マイナ保険証での受診が基本となります。まだマイナンバーカードを取得していない人、保険証利用登録をされていない人は早めに手続きをお願いいたします。

保険証廃止までの期間、医療機関を受診するときは念のためマイナ保険証だけでなく、従来の保険証もご持参ください。

＊もし、マイナ保険証で資格確認ができず、保険証も持っていなかった場合は、医療機関に備え付けてある「被保険者資格申立書」に記入して提出すれば自己負担のみの支払いで済みます。

# 健康保険の適用拡大について

令和6年10月より施行

働きたい人が働きやすい環境を整え、傷病や出産時の保障を厚くするため、**短時間労働者についての適用範囲が拡大**されます。

短時間労働者の適用拡大の対象となる特定適用事業所の企業規模については、現在は従業員数101人以上ですが、**令和6年10月からは51人以上となります。**

対象要件		現行	令和6年10月
事業所規模の要件		常時101人以上	<b>常時51人以上</b>
短時間労働者の要件	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし
	勤務期間	継続して2ヵ月を超えて使用される見込	変更なし
	適用除外	学生でないこと	変更なし

### 健康保険の適用とは？

健康保険の加入者となることを適用といいます。健康保険の適用事業所で働く人は、国籍や賃金額などに関係なく、基本的にはすべての人が被保険者となります。(雇用期間や労働時間が短いなどの場合を除く)

パートタイマーなどの短時間労働者は、通常の従業員の4分の3以上の労働時間・日数などの条件により被保険者になります。また、特定適用事業所の短時間労働者は上記のとおり被保険者になります。

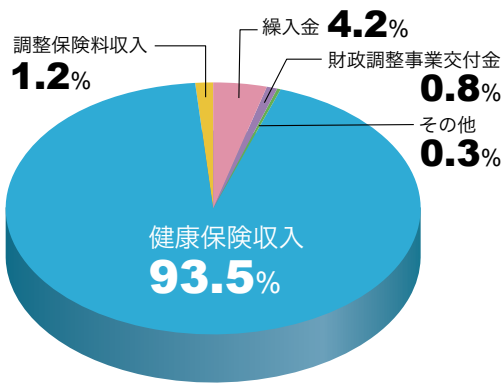
# 令和6年度 予算のお知らせ

当組合の令和6年度予算は、去る令和6年2月14日開催の第119回組合会で承認されましたので、主な内容について、お知らせします。

## ■保険料率

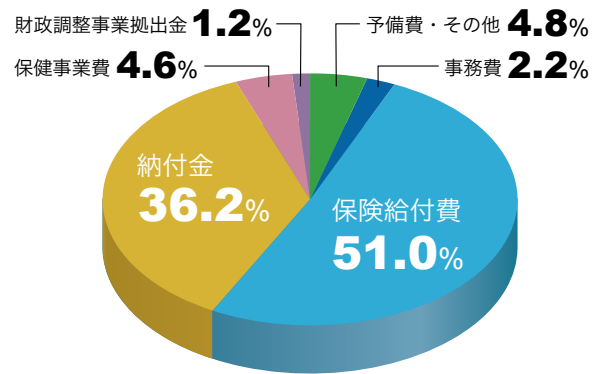
一般保険料	100.0% (被保険者50.0/1000:事業主50.0/1000) (前年度と変更なし)
介護保険料	17.8% (被保険者 8.9/1000:事業主 8.9/1000) ( // )

## 一般勘定



収入合計 12,139,122千円

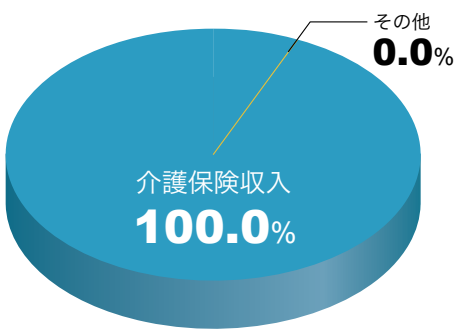
■収入	
項目	予算額(千円)
健康保険収入	11,352,419
調整保険料収入	148,623
繰入金	508,000
財政調整事業交付金	99,001
その他	31,079
合計	12,139,122



支出合計 12,139,122千円

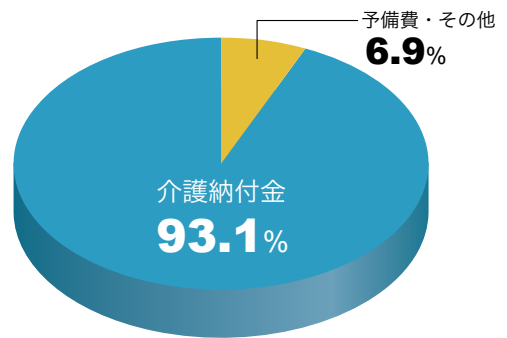
■支出	
項目	予算額(千円)
事務費	267,756
保険給付費	6,187,839
納付金	4,396,254
保健事業費	562,418
財政調整事業拠出金	148,623
予備費・その他	576,232
合計	12,139,122

## 介護勘定



収入合計 1,408,061千円

■収入	
項目	予算額(千円)
介護保険収入	1,408,058
その他	3
合計	1,408,061



支出合計 1,408,061千円

■支出	
項目	予算額(千円)
介護納付金	1,310,852
予備費・その他	97,209
合計	1,408,061

# 健康保険料及び介護保険料月額表

令和6年3月1日改定

標準報酬			報酬月額 ( 円以上～ 円未満)	健康保険料 (一般+調整)			介護保険料			健康保険料 + 介護保険料		
等級	月額(円)	日額(円)		被保険者 50/1000	事業主 50/1000	合計 100/1000	被保険者 8.9/1000	事業主 8.9/1000	合計 17.8/1000	被保険者 58.9/1000	事業主 58.9/1000	合計 117.8/1000
1	58,000	1,930	～ 63,000	2,900	2,900	5,800	516	516	1,032	3,416	3,416	6,832
2	68,000	2,270	63,000～ 73,000	3,400	3,400	6,800	605	605	1,210	4,005	4,005	8,010
3	78,000	2,600	73,000～ 83,000	3,900	3,900	7,800	694	694	1,388	4,594	4,594	9,188
4	88,000	2,930	83,000～ 93,000	4,400	4,400	8,800	783	783	1,566	5,183	5,183	10,366
5	98,000	3,270	93,000～ 101,000	4,900	4,900	9,800	872	872	1,744	5,772	5,772	11,544
6	104,000	3,470	101,000～ 107,000	5,200	5,200	10,400	925	926	1,851	6,125	6,126	12,251
7	110,000	3,670	107,000～ 114,000	5,500	5,500	11,000	979	979	1,958	6,479	6,479	12,958
8	118,000	3,930	114,000～ 122,000	5,900	5,900	11,800	1,050	1,050	2,100	6,950	6,950	13,900
9	126,000	4,200	122,000～ 130,000	6,300	6,300	12,600	1,121	1,121	2,242	7,421	7,421	14,842
10	134,000	4,470	130,000～ 138,000	6,700	6,700	13,400	1,192	1,193	2,385	7,892	7,893	15,785
11	142,000	4,730	138,000～ 146,000	7,100	7,100	14,200	1,263	1,264	2,527	8,363	8,364	16,727
12	150,000	5,000	146,000～ 155,000	7,500	7,500	15,000	1,335	1,335	2,670	8,835	8,835	17,670
13	160,000	5,330	155,000～ 165,000	8,000	8,000	16,000	1,424	1,424	2,848	9,424	9,424	18,848
14	170,000	5,670	165,000～ 175,000	8,500	8,500	17,000	1,513	1,513	3,026	10,013	10,013	20,026
15	180,000	6,000	175,000～ 185,000	9,000	9,000	18,000	1,602	1,602	3,204	10,602	10,602	21,204
16	190,000	6,330	185,000～ 195,000	9,500	9,500	19,000	1,691	1,691	3,382	11,191	11,191	22,382
17	200,000	6,670	195,000～ 210,000	10,000	10,000	20,000	1,780	1,780	3,560	11,780	11,780	23,560
18	220,000	7,330	210,000～ 230,000	11,000	11,000	22,000	1,958	1,958	3,916	12,958	12,958	25,916
19	240,000	8,000	230,000～ 250,000	12,000	12,000	24,000	2,136	2,136	4,272	14,136	14,136	28,272
20	260,000	8,670	250,000～ 270,000	13,000	13,000	26,000	2,314	2,314	4,628	15,314	15,314	30,628
21	280,000	9,330	270,000～ 290,000	14,000	14,000	28,000	2,492	2,492	4,984	16,492	16,492	32,984
22	300,000	10,000	290,000～ 310,000	15,000	15,000	30,000	2,670	2,670	5,340	17,670	17,670	35,340
23	320,000	10,670	310,000～ 330,000	16,000	16,000	32,000	2,848	2,848	5,696	18,848	18,848	37,696
24	340,000	11,330	330,000～ 350,000	17,000	17,000	34,000	3,026	3,026	6,052	20,026	20,026	40,052
25	360,000	12,000	350,000～ 370,000	18,000	18,000	36,000	3,204	3,204	6,408	21,204	21,204	42,408
26	380,000	12,670	370,000～ 395,000	19,000	19,000	38,000	3,382	3,382	6,764	22,382	22,382	44,764
27	410,000	13,670	395,000～ 425,000	20,500	20,500	41,000	3,649	3,649	7,298	24,149	24,149	48,298
28	440,000	14,670	425,000～ 455,000	22,000	22,000	44,000	3,916	3,916	7,832	25,916	25,916	51,832
29	470,000	15,670	455,000～ 485,000	23,500	23,500	47,000	4,183	4,183	8,366	27,683	27,683	55,366
30	500,000	16,670	485,000～ 515,000	25,000	25,000	50,000	4,450	4,450	8,900	29,450	29,450	58,900
31	530,000	17,670	515,000～ 545,000	26,500	26,500	53,000	4,717	4,717	9,434	31,217	31,217	62,434
32	560,000	18,670	545,000～ 575,000	28,000	28,000	56,000	4,984	4,984	9,968	32,984	32,984	65,968
33	590,000	19,670	575,000～ 605,000	29,500	29,500	59,000	5,251	5,251	10,502	34,751	34,751	69,502
34	620,000	20,670	605,000～ 635,000	31,000	31,000	62,000	5,518	5,518	11,036	36,518	36,518	73,036
35	650,000	21,670	635,000～ 665,000	32,500	32,500	65,000	5,785	5,785	11,570	38,285	38,285	76,570
36	680,000	22,670	665,000～ 695,000	34,000	34,000	68,000	6,052	6,052	12,104	40,052	40,052	80,104
37	710,000	23,670	695,000～ 730,000	35,500	35,500	71,000	6,319	6,319	12,638	41,819	41,819	83,638
38	750,000	25,000	730,000～ 770,000	37,500	37,500	75,000	6,675	6,675	13,350	44,175	44,175	88,350
39	790,000	26,330	770,000～ 810,000	39,500	39,500	79,000	7,031	7,031	14,062	46,531	46,531	93,062
40	830,000	27,670	810,000～ 855,000	41,500	41,500	83,000	7,387	7,387	14,774	48,887	48,887	97,774
41	880,000	29,330	855,000～ 905,000	44,000	44,000	88,000	7,832	7,832	15,664	51,832	51,832	103,664
42	930,000	31,000	905,000～ 955,000	46,500	46,500	93,000	8,277	8,277	16,554	54,777	54,777	109,554
43	980,000	32,670	955,000～ 1,005,000	49,000	49,000	98,000	8,722	8,722	17,444	57,722	57,722	115,444
44	1,030,000	34,330	1,005,000～ 1,055,000	51,500	51,500	103,000	9,167	9,167	18,334	60,667	60,667	121,334
45	1,090,000	36,330	1,055,000～ 1,115,000	54,500	54,500	109,000	9,701	9,701	19,402	64,201	64,201	128,402
46	1,150,000	38,330	1,115,000～ 1,175,000	57,500	57,500	115,000	10,235	10,235	20,470	67,735	67,735	135,470
47	1,210,000	40,330	1,175,000～ 1,235,000	60,500	60,500	121,000	10,769	10,769	21,538	71,269	71,269	142,538
48	1,270,000	42,330	1,235,000～ 1,295,000	63,500	63,500	127,000	11,303	11,303	22,606	74,803	74,803	149,606
49	1,330,000	44,330	1,295,000～ 1,355,000	66,500	66,500	133,000	11,837	11,837	23,674	78,337	78,337	156,674
50	1,390,000	46,330	1,355,000 以上	69,500	69,500	139,000	12,371	12,371	24,742	81,871	81,871	163,742

# 令和4年度 決算のお知らせ



## 令和4年度収入支出決算についてお知らせいたします。

**<一般勘定>** 収入項目の健康保険収入は、被保険者数が対前年度比3.1%減となったものの、平均標準報酬月額が1.7%増となったことにより、前年度収入から横ばいとなりました。

また、支出項目の保険給付費(医療費)は、令和2年度(コロナ禍)を除き年々増加傾向にあり、令和4年度も対前年度比3.3%増となりました。なお、国に支払う(税金的性格の)納付金については対前年度比0.4%減となりましたが、高齢化の進展や医療費の増加・医療技術の高度化等の影響により、基本的に今後は右肩上がり伸びていくものと推測されます。

結果として収支差引額が14億4,640万円となり、繰入金10億1,528万6千円を除いた4億3,111万4千円の黒字となりました。

**<介護勘定>** 収入項目の介護保険収入は、被保険者数が対前年度比2.2%減となったものの、平均標準報酬月額が1.3%増となったことにより対前年度比0.8%増となりました。また、支出項目の国に支払う介護納付金は対前年度比2.0%減となりましたが、一般勘定の納付金と同様、この減少は一時的なものであり、高齢化の進展により介護納付金も基本的には今後更に増額となることが懸念されます。

### 一般勘定

	項目	決算額(千円)	被保険者一人当り額(円)
収入	健康保険収入	15,293,090	450,924
	保険料	15,288,423	450,786
	国庫負担金収入	4,667	138
	調整保険料収入	201,476	5,941
	繰入金	1,015,286	29,936
	国庫補助金収入	33,395	985
	財政調整事業交付金	104,119	3,070
	利子収入	2,349	69
	その他	13,081	386
	合計(経常収入合計)	16,662,796 (15,325,654)	491,311 (451,884)

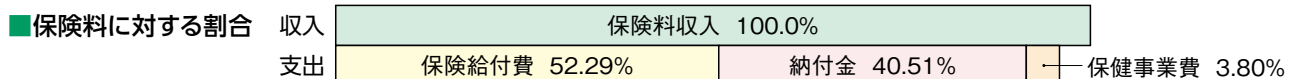
	項目	決算額(千円)	被保険者一人当り額(円)
支出	事務費	232,617	6,859
	保険給付費	7,994,844	235,732
	法定給付費	7,875,003	232,198
	付加給付費	119,841	3,534
	納付金	6,193,384	182,615
	前期高齢者納付金	2,828,126	83,389
	後期高齢者支援金	3,365,150	99,223
	病床転換支援金	10	0
	退職者給付拠出金	98	3
	保健事業費	581,540	17,147
財政調整事業拠出金	201,340	5,937	
その他	12,671	374	
合計(経常支出合計)	15,216,396 (15,015,049)	448,663 (442,726)	

※一人当り額は四捨五入の関係で合計との差異あり

収入合計 16,662,796千円  
支出合計 15,216,396千円  
収入支出差引額 1,446,400千円

剰余金 1,446,400千円の処分内容

・別途積立金 1,446,268千円  
・財政調整事業繰越金 132千円



保険給付費と納付金を合わせた金額は保険料収入の92%以上を占めています。

### 介護勘定

	項目	決算額(千円)	被保険者一人当り額(円)
収入	介護保険収入	1,845,257	90,454
	繰入金	100,000	4,902
	利子収入	2	0
	合計	1,945,259	95,356

	項目	決算額(千円)	被保険者一人当り額(円)
支出	介護納付金	1,799,773	88,224
	介護保険料還付金	21	1
	合計	1,799,794	88,225

収入合計 1,945,259千円  
支出合計 1,799,794千円  
収入支出差引額 145,465千円

剰余金 145,465千円の処分内容

・介護保険準備金 145,465千円



# わたしたちの健保は組合健保

健康保険組合は、皆さん（被保険者）や家族（被扶養者）の病気・ケガ・出産・死亡時の給付、健康づくり事業、および介護保険料の徴収などを行っています。



## 健康保険とは

事業主と皆さん（被保険者）が保険料を出し合い、皆さん（被保険者）や家族（被扶養者）が病気やケガをしたときに保険で診療を受けたり、出産、死亡などのときに給付金を受け取る制度です。

### ●医療保険に加入する人

働いている人をはじめ、すべての人がいずれかの保険（健康保険組合など）に加入することが法律で義務づけられています。

## 医療保険の種類と加入者

皆さん（被保険者）に扶養されている家族（被扶養者）も加入

被用者保険 (事業所で加入)	健康保険組合[組合管掌健康保険] (健康保険組合を設立した事業所に勤める人)
	協会けんぽ[全国健康保険協会管掌健康保険] (健康保険組合のない事業所に勤める人)
	共済組合(国家公務員・地方公務員)
	共済制度(私学教職員)
地域保険 (地域住民が加入)	船員保険(船員)
	国民健康保険 (農業・漁業・自営業・自由業など) 後期高齢者医療制度 (75歳以上の人)



## 健康保険組合とは

健康保険の仕事は、もともと政府が行うものですが、単独で常時700人（同種・同業の事業所は3,000人）以上の従業員がいる事業所では厚生労働大臣の認可を得て「健康保険組合」を設立し、事業所の実情に合ったきめ細かい健康保険事業を運営することができます。これを組合管掌健康保険といいます。

健保組合の組織	組合会	健保組合の議決機関で、規約、事業計画、予算・決算等の重要事項を決定します。 組合会は事業主が選ぶ選定議員と被保険者が選挙で選ぶ互選議員で構成されています。
	理事会	健保組合の執行機関で、組合会で決められたことを実行します。 理事は選定議員と互選議員の中から選挙をして選ばれます。
	事務局	健保組合の日常の業務にあたります。 理事長 最高責任者。選定理事の中から、選挙によって選ばれます。 常務理事 理事長の指名で選定理事の中から選ばれます。
	監事	選定議員、互選議員から各1名ずつ互選によって選ばれます。 健保組合の業務の執行状況や財産状況を監査します。



## 健康保険組合の利点

### ①自主的な運営

事業主と皆さん（被保険者）の代表によって自主的に運営されるために、加入者の声が反映されます。

### ②独自の保険料率の設定

健康保険組合の財務内容に応じて1,000分の30～130までの範囲で保険料率を設定できます。（介護保険料率とは別建て）

### ③プラスαの給付

法律で定められた「法定給付」の他に健保組合独自の給付「付加給付」を行うことができます。

### ④充実した健康づくり・福祉事業

疾病予防、健康保持・増進のための健診・保健指導、健康づくりなどの「保健事業」を行うことができます。

# 健康保険に加入する人



## 健康保険組合に加入すると本人は「被保険者」、 家族を「被扶養者」と呼ぶ

皆さんは入社した日から被保険者となります（週20時間未満勤務者除く）。  
パート・アルバイトの方も、以下の条件を満たす場合は社会保険に加入する必要があります。  
●週20時間以上勤務 ●月額賃金8.8万円以上（年収106万円以上） ●勤務期間2ヵ月以上が見込まれる  
※被保険者は101人以上（\*1）の事業所が対象（労使合意ある場合は500人以下の事業所も可能）。学生は適用除外。  
（\*1）令和6年10月より51人以上に改正

なお、健康保険の資格は、退職または死亡した日の翌日に失いますが、75歳を迎え、後期高齢者医療制度の被保険者になった場合は、在職中でも被保険者の資格を失うことになります。



## 被扶養者の範囲と認定基準

被扶養者になれるのは、国内居住しており、主に被保険者の収入によって生活している3親等内の親族です。

### ■国内居住要件について

#### 健康保険法の改正について

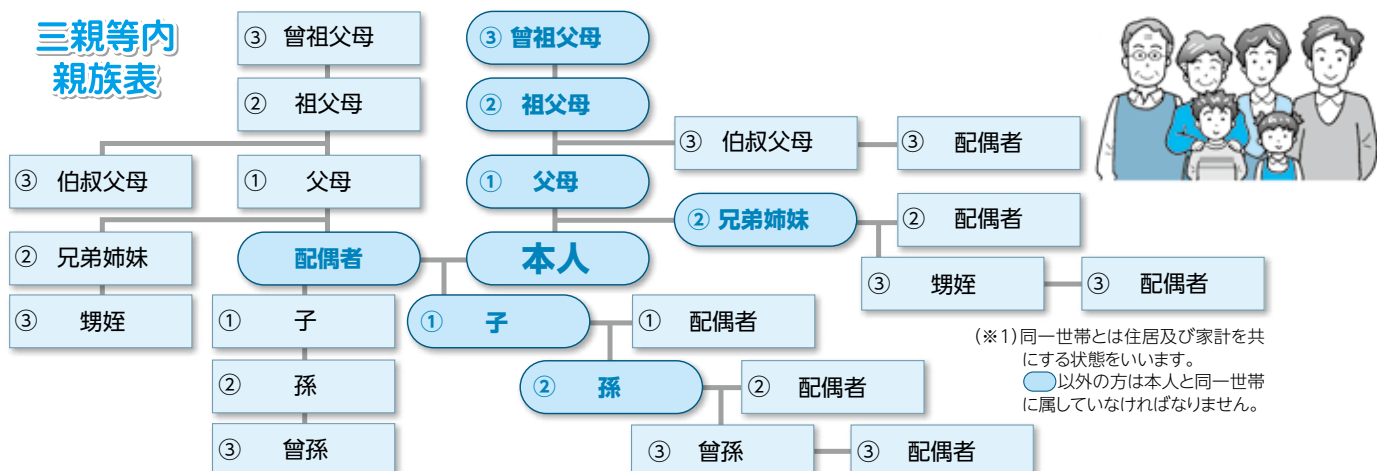
令和2年4月以降、健康保険法第3条第7項の改正に伴い、原則、被扶養者は「日本国内居住者」に限定されました。

- (1) 原則、日本国内に住所を有していない家族は、被扶養者として認定できません。
- (2) ただし、下記①～⑤に該当する場合は、日本に生活の基礎があると認められる証明書の提出をもって被扶養者として加入することができます。

番号	例外に該当する被扶養者の状況
①	外国において留学をする学生
②	外国に赴任する被保険者に同行する者（帯同家族）
③	観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
④	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者
⑤	①から④に掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

### ●3親等内親族について

直系尊属（父母や祖父母など）・配偶者（内縁関係含む）・子・孫・兄弟姉妹以外の親族については、被保険者と同居かつ同一世帯（※1）であることが必要です。

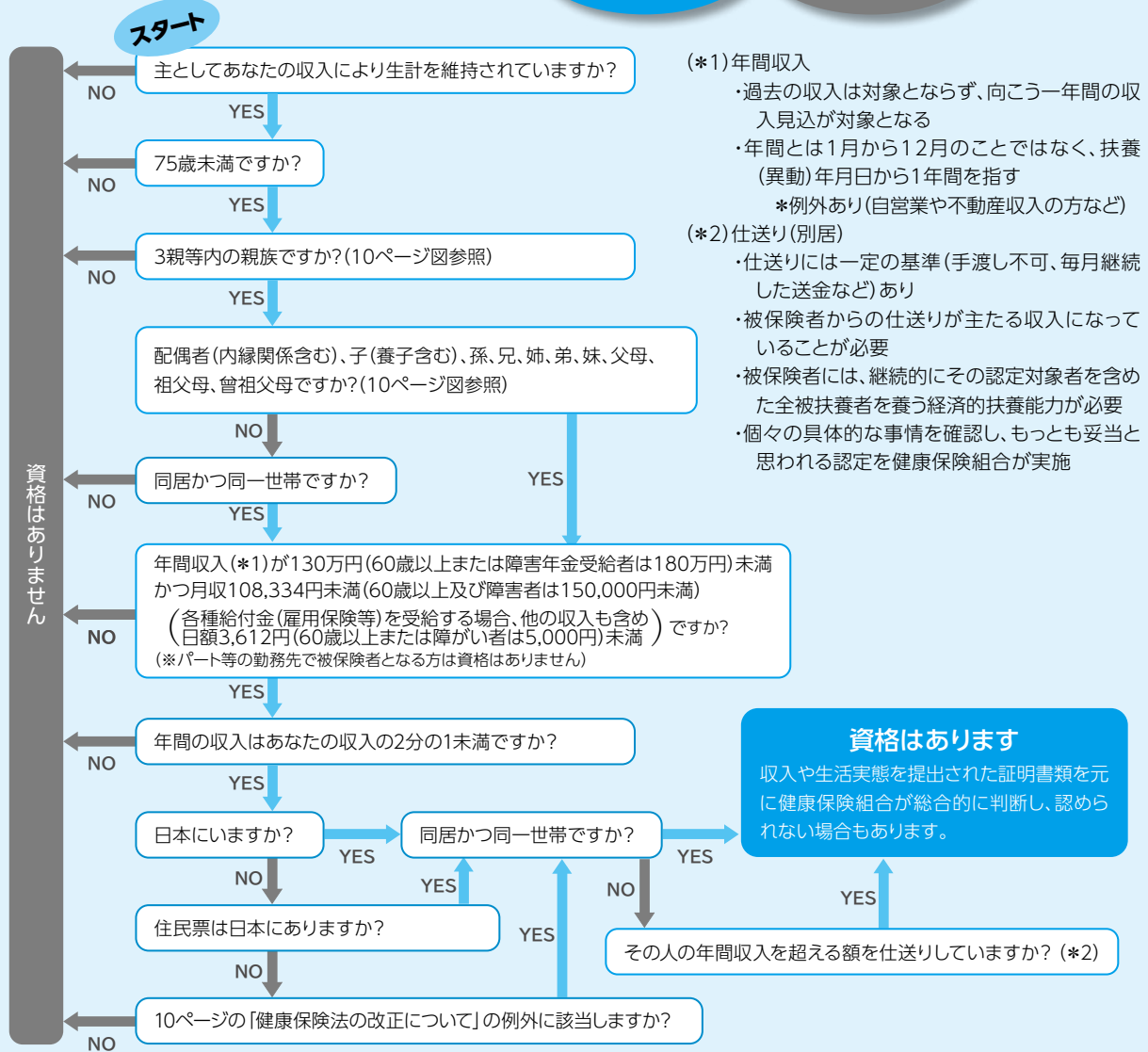


## チャートで確認!

### 被扶養者の資格

ある?

ない?



### ●夫婦共同扶養(共働き)の場合

夫婦が共働きの場合、その子どもなどの家族の扶養については、下記のとおりとなります。

- ・年間収入(過去、現在、将来の収入等から今後1年間の収入見込み)の多い方の被扶養者とする  
※夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合、直近の年間所得で見込んだ年間収入で比較します
- ・年間収入の差額が年間収入が多い方の1割以内の場合は、届出により、主として生計を維持する方の被扶養者とできる
- ・育児休業中の被保険者の被扶養者は、育児休業が終了するまでは異動しない  
※これにより、子が夫婦別々の被扶養者になる事象が発生します
- ・年間収入が逆転した場合は、被扶養者が異動先の保険者の認定を受けてから扶養を削除する

# 保険証は大切に



## 保険証の交付 (令和6年12月1日まで)

健康保険に加入すると「健康保険被保険者証」(保険証)が交付されます。

それとあわせて、70歳以上75歳未満の方には医療費の負担割合(本人の所得に応じて1~3割負担)が明記された「健康保険高齢受給者証」を健保組合より交付します。受診の際は、「健康保険被保険者証」と「健康保険高齢受給者証」を提示します。

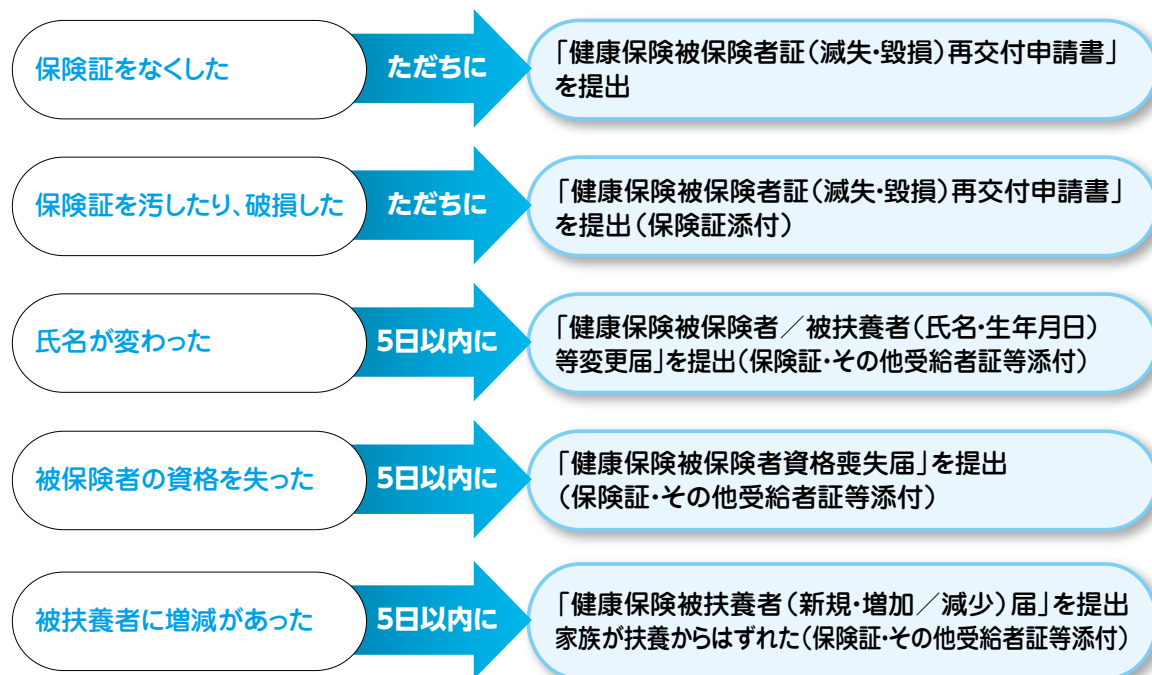
### 保険証を受け取ったら、次のことを確認してください

- 氏名・生年月日
- 資格取得年月日
- 被扶養者(家族)の氏名・生年月日

※住所欄に住所を記入してください。



## こんなときは、こんな手続きを



※書類はすべて事業所を経由しての提出となります。

### 保険証は大切に

被保険者や被扶養者は、病気やケガをしたときに医療機関に保険証を提示すれば、かかった医療費の一部を負担するだけで診療を受けることができます。受診のときは必ず持参し、診療がすんだら必ず返却をもらいましょう。また、保険証は、身分証明書としても使用されます。万一、盗難などで紛失されたときは、ただちに健保組合に「被保険者証(滅失・毀損)再交付申請書」を提出するとともに警察・交番へ届け出てください。

保険証は、クレジットカードなどとはちがい、その効力を止めることができませんので、なくさないように大切に保管しましょう。

退職・被扶養者減少の際は、必ず保険証を返却してください。

# 保険料と標準報酬



## 保険料を計算するための収入月額（標準報酬月額）と標準賞与額を決める

保険料は、被保険者の毎月の給与や諸手当、賞与などの収入（総報酬）に応じて決定します。

給与などの毎月の収入は、一定の幅で分けした「標準報酬月額」に当てはめ、便宜上の収入月額を決め、この額をもとに保険料を計算します。

賞与は標準賞与額（賞与から1,000円未満を切り捨てた額で、年間573万円が上限）によって保険料を計算します。

標準報酬月額と標準賞与額が決まると、これに保険料率をかけたものが「保険料」となります。

標準報酬月額と標準賞与額は介護保険の保険料を決めるときにも使われます。

### 保険料算出の対象となる収入 …

#### 金銭

給与・賞与・諸手当など、労働の対償として受けるもの

#### 現物

食事・住宅・通勤定期券  
被服（勤務服ではないもの）

### 保険料算出の対象とならない収入 …

退職金のほか、見舞金・祝金など、臨時に受けるもの

$$\text{保険料} = (\text{標準報酬月額} \times \text{保険料率}) + (\text{標準賞与額} \times \text{保険料率})$$

標準報酬月額は、こうして決められます。



### 4通りあります

#### ●資格取得時の決定（入社時）

初任給を基礎に決めます。

#### ●定時決定

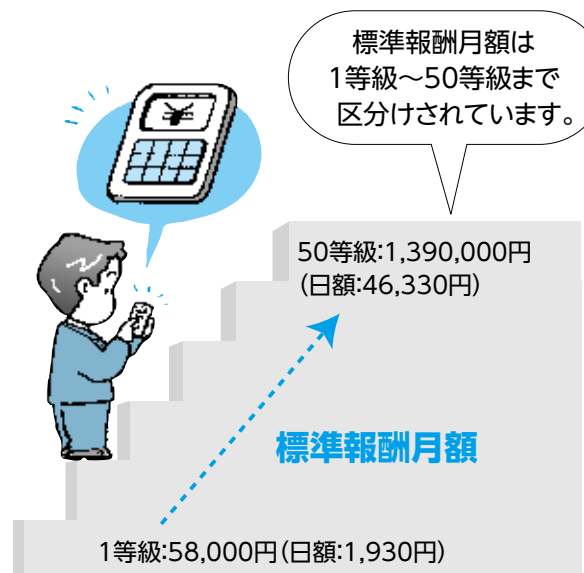
4・5・6月の3か月に支払われた報酬の平均額を標準報酬月額等級区分に当てはめて、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額を決定します。

#### ●随時改定

昇（降）給などで収入が大幅に変わったとき（3ヵ月平均で2等級以上）に決め直します。

#### ●産前産後休業および育児休業等を終了した際の改定

産前産後休業および育児休業等を終了した後、報酬に変動があったが随時改定に該当しない場合に、被保険者が事業所を経由して保険者に申出たときは、標準報酬月額を改定することができます。



## 保険料は毎月の給与から差し引かれる

保険料は、月単位で計算されます。したがって健保組合加入日（資格取得日）が月末でも1ヵ月分の保険料が翌月の給与から差し引かれます。

また、賞与分の保険料は、その都度、賞与から差し引かれます。

育児休業中および産前産後休業中は健康保険料と介護保険料が免除されます。

（詳細は27ページ参照）

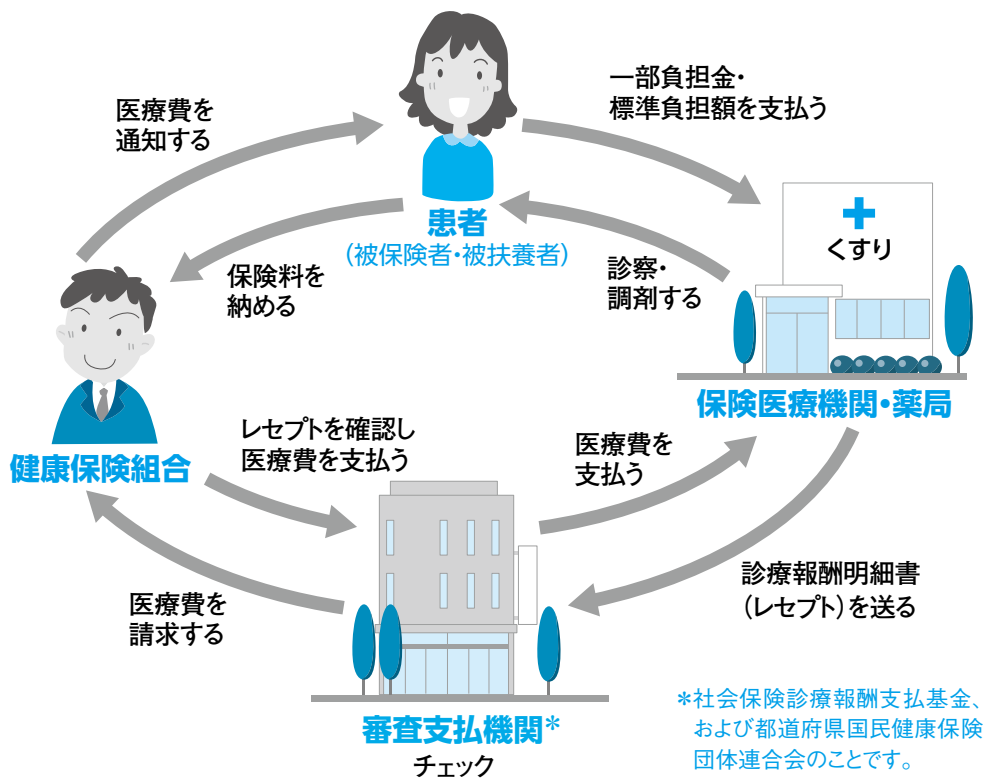
# 保険給付の種類

## 保険給付とは

健康保険が給付するものを「**保険給付**」と呼びます。

### ●病気やケガの診療が受けられる

被保険者・被扶養者が病気やケガをしたときは、保険を扱っている医療機関に保険証を提示すれば、受診した医療費の一部を負担するだけで診療を受けることができます。自己負担以外の医療費は健康保険組合が負担します。



### ●給付金が受けられる

出産や死亡、病気やケガなどで高額な医療費を支払ったときや、退職中で会社から給与の支給を受けられないときは、給付金を受けることができます。

### ●法定給付と健保組合独自の付加給付があります

保険給付には、健康保険法で定められている「法定給付」と、各健康保険組合で給付の内容を独自に決めることができる「付加給付」とがあります。

付加給付は法定給付に上乗せして支給されます。

# 保険給付一覧

こんなとき	法定給付	健康保険法で決められた給付	参照頁	MBK 連合健康保険組合 付加給付	
本人 (被保険者)	病気やケガをしたとき	療養の給付	医療費の7割 70~74歳の人：外来・入院とも医療費の8割 ※現役並み所得者は外来・入院とも医療費の7割	17	一部負担還元金 合算高額療養費付加金 訪問看護療養費付加金 自己負担額(1ヵ月、1件ごと。高額療養費・合算高額療養費は除く)から30,000円を上限に控除した額。1,000円未満切り捨て
		保険外併用療養費	差額負担の医療を受けたとき、健康保険の枠内は上記と同じ	22	
		療養費	立替え払いした後で健保組合に請求すれば一定基準の現金を支給	20	
		高額療養費 合算高額療養費	1ヵ月に医療費自己負担額が定められた金額を超えたとき、その超えた額(世帯合算などの負担軽減措置もある)	18	
		訪問看護療養費	定められた全費用の7割	23	
		入院時食事療養費	1食につき定められた本人の負担額を超えた額	17	
		移送費	基準により算定した額	23	
病気やケガで働けないとき	傷病手当金	休業1日につき標準報酬日額の2/3を通算して1年6ヵ月分	25		
出産をしたとき	出産手当金	休業1日につき標準報酬日額の2/3を出産の日以前42日(多胎98日。出産日が遅れた期間も支給)、出産の日後56日間	27		
	出産育児一時金	1児につき、産科医療補償制度加算対象出産の場合は500,000円(死産を含み、在胎週数第22週以降のものに限る)、それ以外の場合は488,000円	26		
死亡したとき	埋葬料(費)	50,000円	28		
家族 (被扶養者)	病気やケガをしたとき	家族療養費	医療費の7割(小学校就学前8割) 70~74歳の人：外来・入院とも医療費の8割 ※現役並み所得者は外来・入院とも医療費の7割	17	家族療養費付加金 合算高額療養費付加金 家族訪問看護療養費付加金 自己負担額(1ヵ月、1件ごと。高額療養費・合算高額療養費は除く)から30,000円を上限に控除した額。1,000円未満切り捨て
		保険外併用療養費	差額負担の医療を受けたとき、健康保険の枠内は上記と同じ	22	
		第二家族療養費	立替え払いした後で健保組合に請求すれば一定基準の現金を支給	20	
		家族高額療養費 合算高額療養費	1ヵ月に医療費自己負担額が定められた金額を超えたとき、その超えた額(世帯合算などの負担軽減措置もある)	18	
		家族訪問看護療養費	定められた全費用の7割(小学校就学前8割)	23	
		入院時食事療養費	1食につき定められた本人の負担額を超えた額	17	
		家族移送費	基準により算定した額	23	
	出産をしたとき	家族出産育児一時金	1児につき、産科医療補償制度加算対象出産の場合は500,000円(死産を含み、在胎週数第22週以降のものに限る)、それ以外の場合は488,000円	26	
死亡したとき	家族埋葬料	50,000円	28		

# 保険証が使えないケース



## 健康保険が使えない診療

✕ 使えない診療の種類	○ 例外的に使えるケース
1 単なる疲労や倦怠	疲労が続き病気が疑われるような場合
2 美容を目的とした整形手術	仕事や日常生活に支障のあるもの
3 先天性のあざやほくろ	治療可能で、治療を要する症状があるもの
4 研究中の先進医療	厚生労働大臣の定める指定治療を受けた場合のみ一部分に健康保険が使えます
5 予防注射	はしか、百日ぜき、破傷風、狂犬病に限り、感染の危険がある場合
6 正常な出産	異常分娩(帝王切開)の場合
7 人工妊娠中絶手術	経済的以外の理由で母体保護法に基づく人工妊娠中絶
8 健康診断	検査の結果異常があった場合の再検査と治療
9 歯科のインプラント治療	症例により一部健康保険が使える場合があります(保険外併用療養費)
10 第三者の行為によるケガ	健保組合に届出書類を提出した場合

※業務上で起きた傷病や通勤途上のケガは労災保険で取り扱います。

### 受診時の注意

次のような場合、  
保険給付の全部、  
または  
一部が停止されます

- 医師の指導に従わなかったり、健保組合の指示に従わなかった場合
- 犯罪行為で病気やケガをした場合
- 故意に事故を起こした場合
- 詐欺や不正行為によって給付を受けようとした場合
- けんかや酒に酔って、または飲酒運転でケガをした場合

当組合では、給付制限の対象の可能性のある受診については、被保険者へ通院理由等を照会しています。医療費のうち、健保負担分(7~8割)は、皆さまの大切な保険料から支払われます。適切な給付のために、照会がありましたらご協力をお願いいたします。



# 病気やケガをしたとき



## 病院にかかったときは医療費の一部を自己負担するだけで診療が受けられる（療養の給付・家族療養費）

被保険者・被扶養者が病気やケガをしたときは、保険を扱っている医療機関に保険証を提示すれば、受診した医療費の一部を負担するだけで診療を受けることができます。

ただし、工作中や通勤途上での病気やケガは、労災保険で診療を受けることになります。

### ■医療機関での一部負担割合

義務教育就学前		2割
義務教育就学後～69歳		3割
70歳～74歳	一般	2割
	現役並み所得者※	3割

※現役並み所得者とは、標準報酬月額が28万円以上の人。ただし、年収が高齢者複数世帯で520万円(単身世帯は383万円)に満たない場合は、申請により2割になります。

\*大病院を紹介状なしで受診するときは、最低7,000円(初診の場合)の別途負担が必要です。



## 入院したとき

### ●食事代は一部自己負担

入院したときの食事代は、1食につき定められた金額を患者本人が自己負担します。

入院時の食事代が1食につき定められた金額を超えた場合、超えた分については「**入院時食事療養費**」として健康保険組合が病院へ支払います。しかし、特別メニューなどを希望した場合は、特別室で入院した場合の差額ベッド代などの特別料金と同様に、その分の特別料金は自己負担することになります。

なお、食事代の標準負担額は高額療養費の対象とはなりません。

### ■入院時の標準負担額（1食につき）

一般※		460円
低所得者（市区町村民税非課税世帯等）	90日目までの入院	210円
	91日目以降の入院	160円
70歳以上の低所得者で年金収入80万円以下の人など		100円

※難病患者、小児慢性特定疾病患者などは260円

\*令和6年6月1日より料金が改定されます。

### ●65歳以上の方が療養病床に入院するとき

3食を限度に1食当たりの標準食事代の一部と1日当たりの標準の居住費の一部を自己負担します。残りは健保組合が給付します。これを「**入院時生活療養費**」といいます。

※食事代、居住費の自己負担分は高額療養費の対象にはなりません。

### 当組合の付加給付

#### ●一部負担還元金（本人）

自己負担額（1ヵ月、1件ごと。高額療養費は除く）から30,000円を控除した額。1,000円未満切り捨て

#### ●家族療養費付加金

自己負担額（1ヵ月、1件ごと。高額療養費は除く）から30,000円を控除した額。1,000円未満切り捨て

# 高額な医療費がかかったとき



## 1ヵ月、同一医療機関で自己負担額が一定以上を 超えると、超えた額が支給される

### (高額療養費、家族高額療養費)

医療機関で支払った自己負担額が「自己負担限度額」を超えると超えた額が支給され、これを被保険者は「高額療養費」、被扶養者は「家族高額療養費」といいます。高額療養費の自己負担限度額は、収入によって異なります。また、高額療養費の支給が直近12ヵ月に3ヵ月以上あったとき（多数該当）、4ヵ月目からは限度額が下がり、家計負担を軽減します。被扶養者についても、被保険者本人の場合と同じ扱いです。

また、同一世帯で1ヵ月の医療費支払いが21,000円以上のものが2件以上生じたとき、合算して下表の自己負担限度額を超えた金額は合算高額療養費として払い戻されます。

なお、食事代の標準負担額や差額ベッド代、保険外の自費負担はこれに含まれません。

※人工透析を実施している慢性腎不全患者や血友病患者、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の患者の1ヵ月の自己負担限度額は10,000円。人工透析患者のうち標準報酬月額53万円以上の70歳未満の人は20,000円。

### ■70歳未満の人の医療費の自己負担限度額（1ヵ月当たり）

所得区分	記号	自己負担限度額（1ヵ月当たり）
標準報酬月額83万円以上	ア	252,600円+（総医療費－842,000円）×1% [140,100円]
標準報酬月額53万～79万円	イ	167,400円+（総医療費－558,000円）×1% [93,000円]
標準報酬月額28万～50万円	ウ	80,100円+（総医療費－267,000円）×1% [44,400円]
標準報酬月額26万円以下	エ	57,600円 [44,400円]
低所得者（住民税非課税）	オ	35,400円 [24,600円]

\* [ ] 内の金額は多数該当の場合、4回目以降の限度額。

### ■70～74歳の人の医療費の自己負担限度額（1ヵ月当たり）

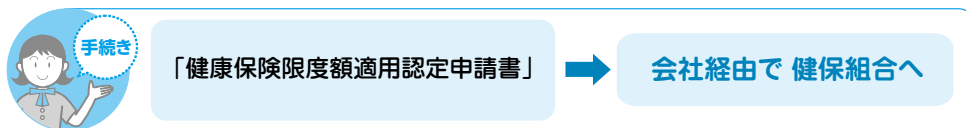
所得区分		自己負担限度額（1ヵ月当たり）	
		外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
標準報酬月額	現役並みⅢ 83万円以上	252,600円+（総医療費－842,000円）×1%	[140,100円]
	現役並みⅡ 53万～79万円	167,400円+（総医療費－558,000円）×1%	[93,000円]
	現役並みⅠ 28万～50万円	80,100円+（総医療費－267,000円）×1%	[44,400円]
一般 （標準報酬月額26万円以下）	18,000円 （年間上限14.4万円）	57,600円	[44,400円]
低所得者Ⅱ （住民税非課税者等）	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ （所得が一定基準以下）		15,000円	

\* [ ] 内の金額は多数該当の場合、4回目以降の限度額。

●医療費が高額になるときは、事前に限度額適用認定証の申請を

医療費が高額になる場合は、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、保険証に添えて医療機関窓口へ提出すると、医療機関窓口での自己負担額が医療費の3割から高額療養費自己負担限度額にとどめることができます。（高額療養費相当額は医療機関から健保組合へ請求されることとなります）

マイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関では、「限度額適用認定証」がなくても限度額を超える支払いが免除されます。



●窓口で自己負担分を立て替える場合

同一月に同一の医療機関で外来と入院を受診した場合は、別々の扱いとなり、それぞれ自己負担限度額を支払います。ただし、高額療養費の合算の対象となりますので、後日、健保組合から差額分の高額療養費の給付を受けることとなります。

## 1年間の医療と介護の自己負担が一定以上を超えると、 超えた額が支給される (高額介護合算療養費)

介護保険サービスを受けている人がいる世帯で、医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が一定額を超えた場合、超えた分が払い戻されます。

■自己負担限度額 (8月1日～7月31日)

負担区分	70～74歳	69歳以下
標準報酬83万円以上	212万円	212万円
標準報酬53万円以上79万円	141万円	141万円
標準報酬28万円以上50万円	67万円	67万円
標準報酬26万円以下	56万円	60万円
低所得者II	31万円	34万円
低所得者I	19万円	

当組合の **付加給付**

●一部負担還元金(本人)

自己負担額(1ヵ月、1件ごと。高額療養費は除く)から30,000円を控除した額。1,000円未満切り捨て

●合算高額療養費付加金(本人・家族)

合算高額療養費が支給される場合に、自己負担額の合計額(合算高額療養費は除く)から1件あたり30,000円を上限に控除した額。1,000円未満切り捨て

●家族療養費付加金

自己負担額(1ヵ月、1件ごと。高額療養費は除く)から30,000円を控除した額。1,000円未満切り捨て

# 立替払いをしたとき

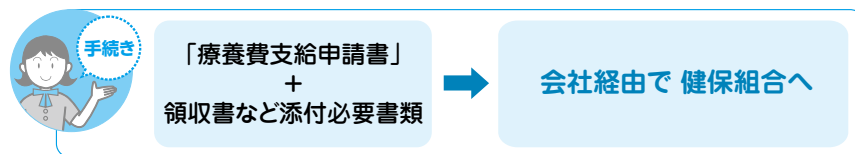


## 立替払いをしたときなど（療養費・第二家族療養費）

保険証を提示できずに診療を受けたとき、または医師の指示によってコルセットなどを製作したときは、かかった医療費を一時全額立て替えて支払い、後で健保組合へ請求し、給付を受けることができます。この制度を被保険者の場合は「療養費」、被扶養者の場合は「第二家族療養費」といいます。

こんなとき	払い戻し額	手続きに必要な添付書類
1 やむを得ない事情で保険診療が受けられなかった場合	健康保険法に基づいた診療基準の範囲内で査定された金額	領収書・診療報酬明細書(レセプト)
2 コルセット、ギプス、義眼代、幼児の治療用眼鏡、リンパ浮腫治療用弾性ストッキングなど	基準料金	領収書・医師の証明書・装具の内訳書 処方箋(9歳未満の治療用眼鏡のみ) 装具の写真(治療用眼鏡を除く)
3 はり、きゅう、あんま、マッサージ代 (医師の同意と健保組合の承認が必要)	基準料金	領収書・医師の同意書
4 法定伝染病で隔離されたときの食費・薬代	基準料金	領収書
5 輸血の生血代 (家族からの生血代は支給されません)	基準料金	領収書・医師の証明書
6 海外で医療を受けたとき	次の①②のどちらか低い額 ①現地で支払った額を円に換算×0.7または0.8 ②国が指定する傷病に対する1日あたりの金額×受診日数×0.7または0.8	診療内容明細書など (外国語のときは訳者の住所・氏名を記載した日本語訳を添付)

※領収書等の添付書類は原本とする



**注** 保険証を忘れて診療を受け、全額自己負担となり健保組合に療養費を申請する場合、かかった費用の全額が給付されるとは限りません。というのは、健康保険で認められている治療法と費用に基づき計算することで、健保負担額を決定するからです。

# 柔道整復師にかかったとき



## 接骨院・整骨院（柔道整復師）では

## 健康保険の使える範囲が限られています

日常生活の疲れなどから起こる肩こり、腰痛、筋肉痛などのマッサージに、健康保険は使用できません。

健康保険が  
使える場合・  
使えない場合

### 健康保険が使える場合

- 打撲、捻挫、挫傷
  - 脱臼、骨折
- ※脱臼や骨折については**医師の同意**が必要となります。応急手当の場合は、手当て後に医師の同意が必要です。

### 健康保険が使えない場合

- 日常生活からくる単純な疲労や肩こり、腰痛
- スポーツなどによる筋肉疲労、筋肉痛
- 加齢（ケガによるものではない）からくる痛み
- 脳疾患後の後遺症、神経痛、リウマチなどの慢性病からくる痛みやしびれ
- 症状の改善が見られない長期の施術（漫然とした施術）

柔道整復師にかかる  
ときの注意

#### ①ケガの原因を正しく伝える

仕事などでのケガは労災保険から保険給付がされます。交通事故など第三者の行為によるケガの場合は必ず健保組合に届け出てください。（29ページ参照）

#### ②医療機関（病院、診療所など）との重複受診はしない

同じケガで同時期に柔道整復師と医療機関の整形外科などで治療を受けることはできません。

#### ③領収書と明細書は必ず受け取る

後日、健保組合からお送りする医療費通知と照合し、金額や内容に間違いがないかを確認してください。

#### ④「療養費支給申請書」の内容を確認してから必ず署名をしましょう!

健康保険で施術を受けたときは、柔道整復師が受診者に代わって健保組合に療養費を請求するしくみになっています。これによって受診者は一部負担金を支払って施術を受けることができますが、「療養費支給申請書」の内容を確認して署名する必要があります。ケガの原因と名前、施術を受けた日、施術の内容と回数、健康保険対象金額（自己負担額を差し引いたもの）を必ず確認して自署（サイン）してください。代筆した場合はぼ印が必要です。

#### ⑤施術が長引く場合は医師の診察を受ける

内科的な原因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

## はり・きゅう、あんま、マッサージの正しいかかり方

健康保険が使える範囲は限られていて、医師が必要と認めた場合に限り  
ます償還払いのため、いったん窓口で全額立替払いをしたあと、お勤めの会社経由で健保組合へ療養費支給申請をしてください

健康保険が  
使える場合

### はり・きゅう

- 神経痛
- リウマチ
- 腰痛症 等
- 五十肩
- 頸腕症候群

### マッサージ

- 関節拘縮<sup>こうしゆく</sup>
- 筋麻痺

はり・きゅう、  
マッサージに  
かかるときの注意

#### ①まず医師の同意書をもらう

治療を受けている医師から同意書を発行してもらう。

#### ②医療機関（病院、診療所など）との重複受診はしない

同じケガで同時期に鍼灸院と医療機関の整形外科などで治療を受けることはできません。

#### ③全額負担し、健保組合に療養費を申請

鍼灸院でいったん全額を実費負担し、後日「療養費支給申請書」に領収書と医師の同意書を添付のうえ、会社経由で健保組合に請求してください。

当組合では、接骨院・整骨院の施術内容に間違いがないかどうかの確認のため、被保険者へ通院理由等を照会しています。治療費のうち、健保負担分（7～8割）は、皆さまの大切な保険料から支払われます。適切な給付のために、照会がありましたらご協力をお願いいたします。

# 医療費の差額を払うとき



## 保険外の特別なサービスを受けたときは特別料金を負担します

保険診療と保険がきかない診療（保険適用外診療）を併用することを混合診療といいます。混合診療を受けた場合は、原則、保険診療の医療にも保険がきかなくなり、医療費の全額が自己負担となります。

ただし、保険外診療を受ける場合でも、厚生労働大臣の定める「評価療養」と「選定療養」については、保険診療との併用が認められており、通常の治療と共通する部分（診察・検査・投薬・入院料等）の費用は、一般の保険診療と同様に扱われ、その部分については一部負担金を支払うこととなり、残りの額は「保険外併用療養費」として健康保険から給付が受けられます。

また、被扶養者の保険外併用療養費にかかる給付は、家族療養費として給付が受けられます。

### ● 評価療養と選定療養

「**評価療養**」とは、高度な技術を用いた医療や医薬品、医療機器で、将来的に保険を適用するかどうかの評価が必要であるとして、厚生労働大臣が定めるものをいいます。

「**選定療養**」とは、差額ベッドや予約診療、時間外診療、歯の治療材料差額、腫瘍マーカー検査、入院の必要性が低い人の長期入院など、患者自身が希望して選ぶものをいいます。

保険外診療分(保険の枠外)	➡	差額は自己負担
保険診療分(保険の枠内)	➡	給付(保険外併用療養費)
	➡	患者自己負担分 2割～3割

※被扶養者の保険外併用療養費にかかる給付は、家族療養費として支給されます。

# 歯の治療を受けるとき



## 保険で治療できる範囲とできない範囲

通常の歯の治療は、保険診療となります。しかし、高価な材料を希望するときは、材料費と治療に要する技術料を自己負担しなければなりません。これを自由診療と呼びます。

ただし、前歯の治療で特定の材料を希望するとき等は、通常材料との差額を自己負担すれば治療できます。

保険外の高価な材料を希望するときは自由診療になります

主な保険外の高価な材料

- 白合金
- 金合金(処置箇所によっては一部使用可)
- 白金加金
- 特別の陶器(メタルボンド)

前歯上下6本および総義歯に限り、特定の材料を使うことができます

使える材料

- 前歯部の鑄造歯冠修復
- 前歯部の歯冠継続歯の金合金または白金加金
- 総義歯の床に金属

※保険材料との差額を自己負担します

13歳未満なら治療後、虫歯予防処置が受けられます

歯並びの矯正などは健康保険では受けられません。ただし、唇顎口蓋裂が原因による歯並びの矯正は健康保険で受けられます。

# 入院などで移送を受けるとき

入院、転院、転地療養などが必要と医師が認めた場合は、移送に要した費用（移送費・家族移送費）の支給を受けることができます。

※毎日の通院費は移送費とは認められません。



## 移送費の支給要件

移送費は、次のいずれにも該当すると健保組合が認めた場合に支給されます。

- 移送の目的である療養が、保険診療として適切であること
- 患者が、療養の原因である病気やケガにより移動が困難であること
- 緊急・その他、やむを得ないこと



## 移送費の額

移送費の額は、最も経済的な通常の経路および方法により移送された場合の旅費に基づいて算定した額の範囲での実費です。

なお、必要があって医師などの付添人が同乗した場合のその人の人件費は、「療養費」として支給されます（原則として一人まで）。



手続き

「移送承認申請書・移送届」  
〔申請書・届書〕に記載してある  
医師の意見の証明を受ける。



会社経由で  
健保組合へ

# 在宅医療を受けるとき

在宅患者の方が、かかりつけ医の指示によって訪問看護ステーションから派遣される看護師などの看護・介護を受けたときは、かかった費用の7割が支給されます（負担割合は療養の給付と同じ）。これを「**（家族）訪問看護療養費**」といいます。



## 訪問看護ステーションの利用の仕方

在宅看護を必要とする患者に対して看護や介護などを行う機関です。病院と同じように保険証で医療サービスが受けられます。

利用するには、かかりつけ医の「指示書」が必要になります。

なお、自己負担額については、被保険者には「高額療養費」、被扶養者には「家族高額療養費」が支払対象となっています。

### 当組合の付加給付

#### ●訪問看護療養費付加金

自己負担額（1ヵ月、1件ごと）から30,000円を控除した額。  
1,000円未満切り捨て

#### ●家族訪問看護療養費付加金

自己負担額（1ヵ月、1件ごと）から30,000円を控除した額。  
1,000円未満切り捨て

# 公費で受けられる医療



## 国の法律に基づく公費負担制度

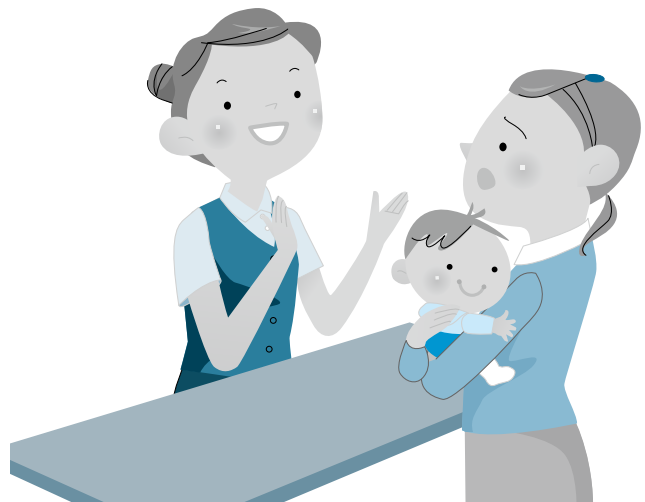
健康保険は業務外で起きた病気やケガを保険給付の対象としていますが、次のような場合などは、国や地方公共団体が優先的に医療費の全額あるいは一部を負担することになっています。これらは、適用される法律によってそれぞれ仕組みが異なり、受けられる条件等も違ってきますので、詳しくは、該当する病気の治療を受ける際に、医師に相談してください。

- (1) 戦傷病者や原爆被爆者に対する医療のように国家補償的意味を持つ場合
- (2) 結核や法定伝染病など社会防衛的意味を持つ場合
- (3) 身体障がい者への医療のような社会福祉的意味を持つ場合
- (4) 企業活動に基づく公害病
- (5) 難病の治療、研究を目的とする場合



## 各自治体独自の医療給付

公費負担医療については、都道府県・市区町村など自治体の負担による医療給付も行われています。主なものとして、乳幼児の医療費の助成や心身障がい者の医療費の助成などがあります。詳しくは、お住まいの自治体の窓口にお問い合わせください。





# 病気やケガで仕事を休んだとき

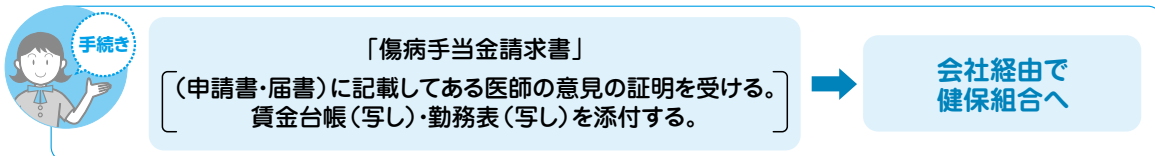
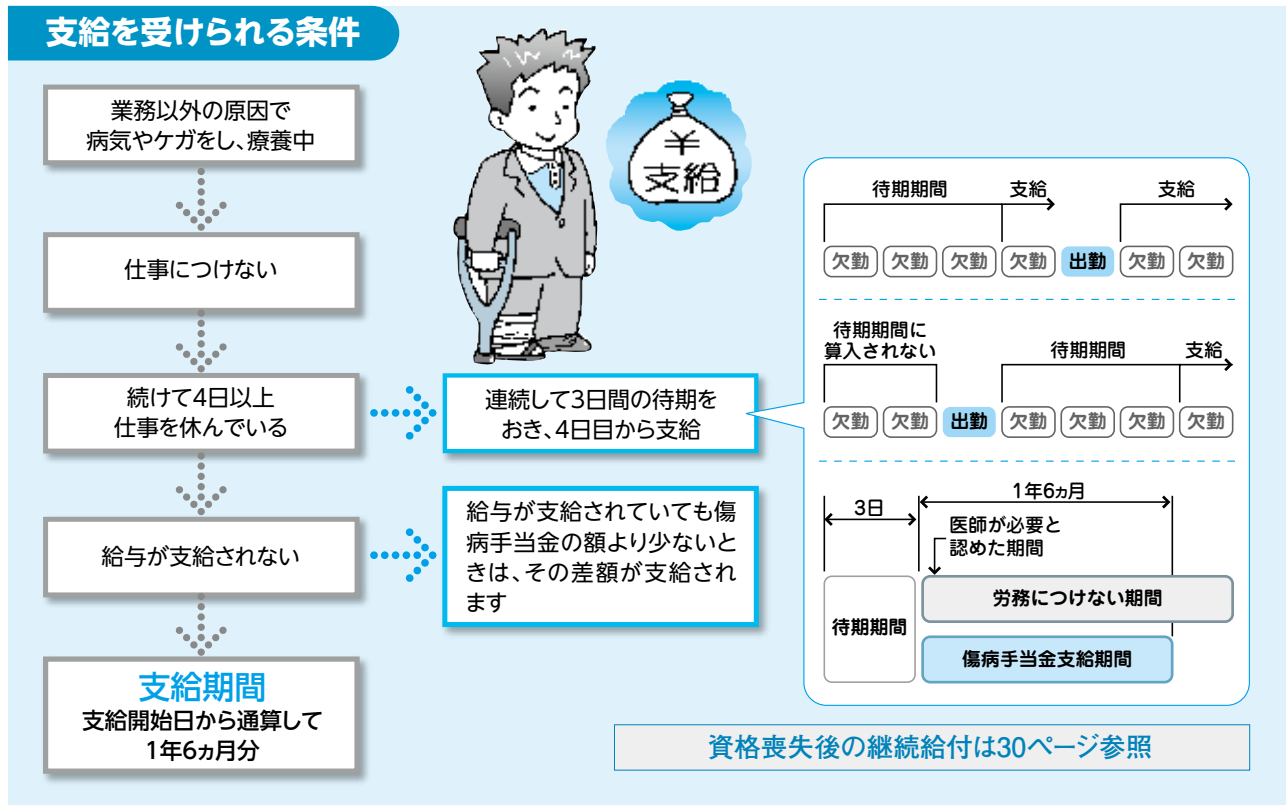
## 🏠 病気やケガで仕事を休み、給与の支払いがないとき

医師または歯科医師の意見書および事業主の証明書などによって、療養のため就労不能と認められれば暦の上で1年6ヵ月の範囲で傷病手当金が支給されます。途中具合がよくなって出勤した場合、支給開始日より1年6ヵ月を超えた期間は支給されませんでした。令和4年1月より、出勤して不支給となった分の期間を延長して支給を受けられるようになりました。

※令和4年1月以前から傷病手当金の支給を受けている場合、令和3年12月31日時点で、支給をはじめた日から起算して1年6ヵ月を経過していない(令和2年7月2日以降に支給開始した)傷病手当金から適用されます。令和4年1月1日より前に暦の通算で1年6ヵ月経過しているものについては適用されません。

### 傷病手当金

…休業1日につき標準報酬日額(直近1年間の平均)の3分の2相当額



# 出産したとき

正常な出産は「病气」とみなされず、健康保険の対象にはなりません。被保険者や被扶養者が出産したときは、出産費用に充てるための一時金が支給されます（出産育児一時金・家族出産育児一時金）。

※帝王切開は、「病气」扱いとなり、健康保険の対象になるほか、出産育児一時金も支給されます。



## 出産したとき（出産育児一時金・家族出産育児一時金）

### 支給対象

- 妊娠4ヵ月以降（85日以後）の出産、死産、流産、人工妊娠中絶を問わず支給対象。

### 支給額

- 産科医療補償制度に加入の医療機関等における在胎週数22週以降の出産（死産も含む）の場合  
…1児につき500,000円
- 上記以外の出産の場合…1児につき488,000円

※令和5年4月より、出産育児一時金は420,000円から500,000円に増額されました。

### 支給方法

- 支給方法は、以下の3つの方法があります。以下の①または②の制度を利用した場合は、出産育児一時金（家族出産育児一時金）が健保組合から医療機関等に直接支払われ、出産費用の支払いに充てられます。この制度を利用することにより、退院時に多額の出産費用を準備する負担が軽減できます。

①②どちらの制度を用いているかは医療機関に確認してください。

#### ①直接支払制度（国保連・支払基金経由）

医療機関等と被保険者が、出産育児一時金等に支給申請および受け取りにかかる代理契約を結ぶことによって、医療機関等が被保険者に代わり、出産育児一時金等の支給申請および受け取りを支払い機関を経由して行う制度。（被保険者が退院までに医療機関へ手続きする）

#### ②受取代理制度

医療機関等と被保険者との合意にもとづき、医療機関等が被保険者に代わり、健保組合から出産育児一時金を受け取ります。この場合、被保険者は医療機関等を受取代理人として、事前（出産予定日の2ヵ月前以降）に健保組合に支給申請する必要があります。

#### ③上記いずれの制度も利用せず、健保組合から直接受け取る

被保険者が出産後に保険者に支給申請し、出産育児一時金が保険者から被保険者に直接支払われます。この場合は、退院時に医療機関等の窓口において、自身で出産費用を全額支払うこととなります。



#### <健康保険組合から直接受け取る場合>

「出産育児一時金請求書」  
請求書に記載してある医療機関の証明を受ける。  
+  
産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合は、その旨が明記されている領収書（請求書）の写し  
+  
直接支払制度に関する合意文書の写し

会社経由で健保組合へ

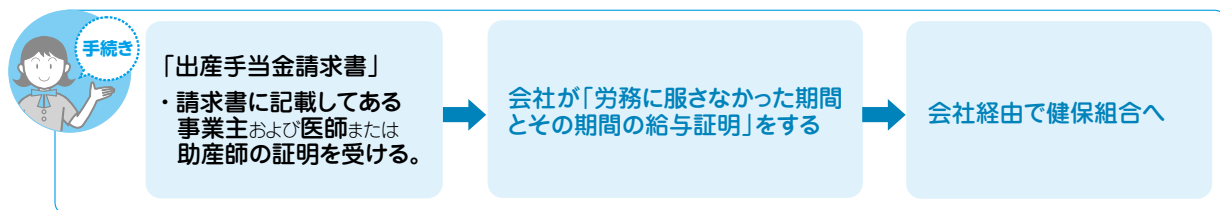
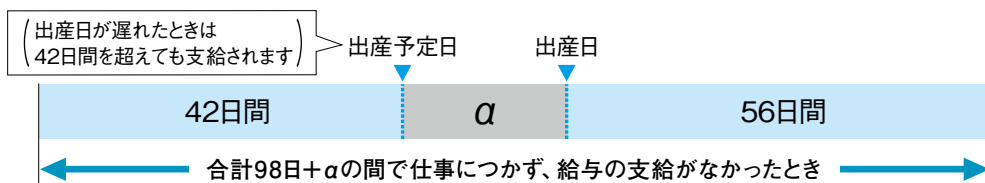
# 出産のため仕事を休んだとき

被保険者が出産のため仕事を休み給与がもらえないときは、生活費の補助として出産手当金が支給されます。

## 被保険者が出産のため仕事を休んだとき

### 出産手当金…休業1日につき標準報酬日額(直近1年間の平均)の3分の2相当額

- 出産で仕事を休み給与の支払いがないときは、出産日(出産予定日)以前42日間(多胎妊娠は98日。出産日が予定日より遅れたときは42日、98日とも超えてもよい)、出産日の翌日から56日間の間で、仕事につけなかった、1日あたり標準報酬日額(直近1年間の平均)の3分の2相当額を支給。
- 給与が支給されていても出産手当金の支給額より少ないときは差額を支給。  
妊娠4ヵ月(85日)以降であれば、死産・流産・早産でも、出産育児一時金と同様に出産手当金も支給の対象。

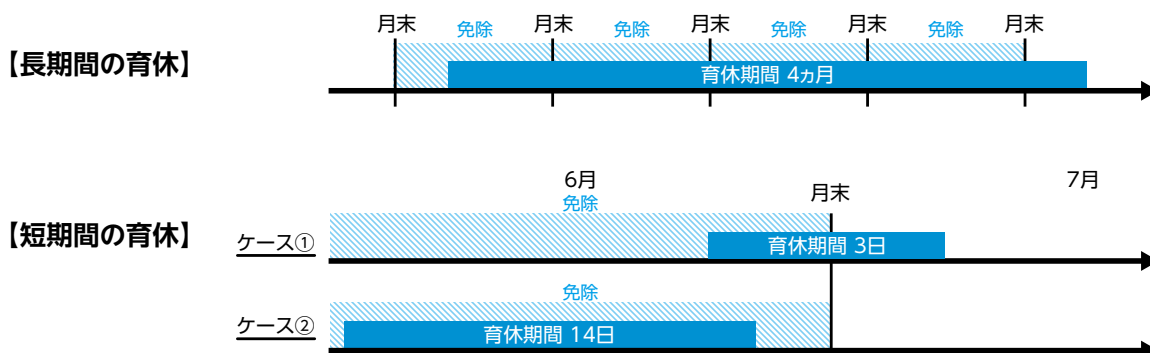


### 産前産後休業・育児休業中は保険料免除

産前産後休業・育児休業期間中の健康保険料は、被保険者より事業主を通じての申出により免除(被保険者・事業主とも)されます。

育休開始日の属する月については、その月の末日が育休期間中である場合に加えて、その月中に2週間以上育休を取得した場合にも保険料が免除されます。

賞与保険料については、1ヵ月超の育休取得者に限り、免除対象となります。



## 産前産後休業・育児休業終了時の標準報酬月額の変動

### ●産前産後休業・育児休業等終了時改定とは

被保険者が、産前産後休業および育児休業等期間を終了し職場に復帰した際に、時間短縮や所定外労働をしないことで、報酬が休業前と比べて変動することがあります。このような場合に、標準報酬月額の変動を申し出ることができます。

### 改定対象となる人

「産前産後休業終了時改定」は産前産後休業が終了する被保険者が、「育児休業等終了時改定」は育児休業終了時に3歳未満の子を養育している被保険者が、休業終了時に受ける報酬に変動があった場合、被保険者の申し出により事業主を経由して届け出るものです。

被保険者が、次の⑦、①のいずれにも該当した場合に、改定の対象となります。

⑦ 従前の標準報酬月額と改定後の標準報酬月額※に1等級以上の差が生じるとき。

※標準報酬月額は、休業終了日の翌日の属する月以後3ヵ月分の報酬の平均額に基づき算出します。

① 休業終了日の翌日の属する月以後3ヵ月後のうち、少なくとも1月における「報酬の支払の基礎となる日数」が17日以上※であること。

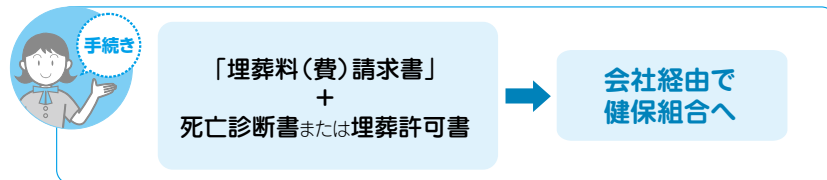
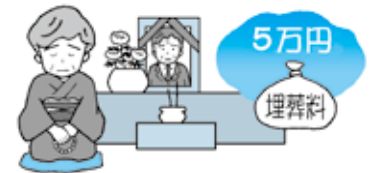
※短時間就労者（パートタイマー）については、3ヵ月のいずれも17日未満の場合は、15日以上17日未満の月の平均によって算定します。また、特定適用事業所等に勤務する短時間労働者の支払基礎日数は11日以上です。

# 死亡したとき

## 被保険者の場合

被保険者が死亡して家族が埋葬をしたときは埋葬料、被保険者に家族がなく友人などが埋葬を行ったときは埋葬料の範囲内で埋葬費が支給されます。

**埋葬料（費）…5万円**



### ●労災で死亡したとき

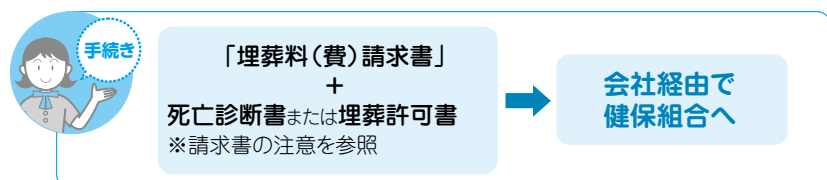
業務上・通勤途上で死亡したときは、労災保険から遺族（補償）年金・一時金、葬祭料（葬祭給付）が支給されます。健康保険からの埋葬料（費）は支給されません。

資格喪失後の  
給付は  
30ページ参照

## 被扶養者の場合

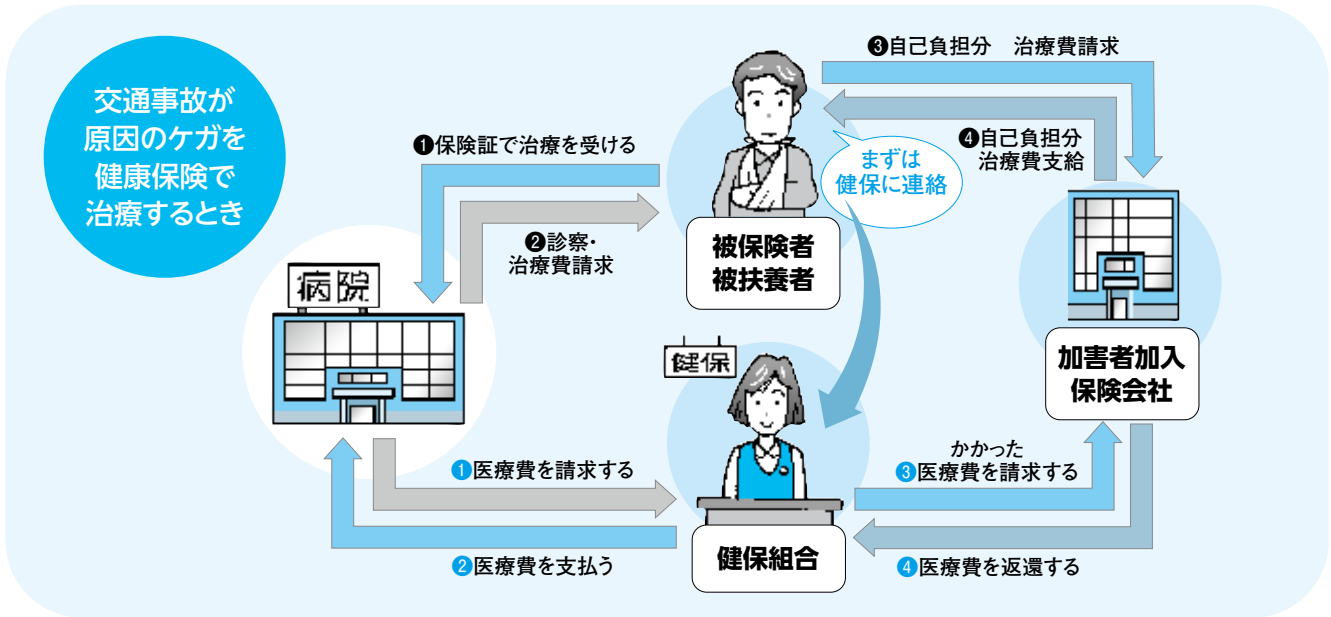
被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料が支給されます。

**家族埋葬料…5万円**



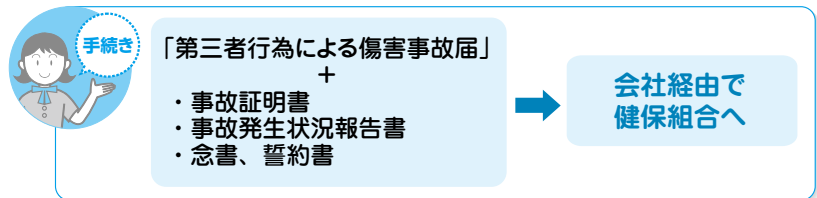
※生まれた子どもがすぐ死亡したときも家族埋葬料が支給されます。ただし、死産の場合は、支給されません。

# 交通事故などにあつたとき



## 第三者行為の医療費は届出により健保組合が一時立て替え、後日、健保組合が加害者に請求

交通事故など、第三者の行為による病気やケガも健康保険を使うことができます。ただし、この医療費は、加害者が負担すべきものです。そこで健保組合が一時立て替えておき、後で被害者に代わって健保組合が加害者（または損害保険会社）に医療費を請求することになります。



第三者による 病気やケガとは？

交通事故

他人の飼い犬に 噛まれた

工事現場を 通ったとき 落下物によって ケガをした

など

### 事故にあい健康保険を使用するときは、必ず健保組合へ報告を

交通事故にあつたときは、速やかに次の順番で報告してください。

警察→保険会社→健保組合

警察の事故証明をもらわないと保険がおりなかったり、健保組合の給付が受けられないことがあります。また加害者とのトラブルが生じることもありますので、必ず警察へ届け出てください。

### 加害者と示談をする前に健保組合へご相談を

示談成立後に予定よりも治療が長引いたり、長期にわたる治療が必要になったときなど示談内容によっては、健康保険で治療できる場合と治療できない場合が生じてきます。したがって、示談前に健保組合へご相談ください。また、勝手に加害者と示談することのないようにお願いします。

# 退職後の給付

健康保険の被保険者資格は、退職日の翌日に失いますが、引き続き給付を受けられるものがあります。

## 退職したときに 傷病手当金を 受けていた

資格喪失日の前日まで引き続き1年以上被保険者であった人に支給されます。

### 傷病手当金

…該当日、1日につき標準報酬日額（直近1年間の平均）の3分の2相当額

支給要件：退職時に傷病手当金を受けていること  
受ける権利を有していること

支給期間：手当金の支給が始まった日から通算して1年6ヵ月分



「傷病手当金請求書」  
請求書に記載してある療養担当  
医師の意見の証明を受ける。

➡ 直接 健保組合へ

## 退職したときに 出産手当金を 受けていた

資格喪失日の前日まで引き続き1年以上被保険者であった人に支給されます。

### 出産手当金

…該当日、1日につき標準報酬日額（直近1年間の平均）の3分の2相当額

支給要件：退職時に出産手当金を受けていること  
受ける権利を有していること

支給期間：受給期間満了日まで（27ページ参照）



「出産手当金請求書」  
請求書に記載してある医師  
または助産師の証明を受ける。

➡ 直接 健保組合へ

## 退職後本人が 出産した

資格喪失日の前日まで引き続き1年以上被保険者であった人に支給されます。

### 出産育児一時金

…1児につき50万円

※産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合または在胎週数 22 週未満の分娩の場合は 48 万 8 千円です。

支給要件：被保険者が退職後6ヵ月以内に出産した



「出産育児一時金請求書」  
請求書に記載してある  
医療機関の証明を受ける。

➡ 直接 健保組合へ

資格	被保険者出産育児一時金	家族出産育児一時金	請求先
A 退職前の被保険者として	請求できる	—	健保組合へ
B 退職後の被扶養者として	—	請求できる	夫の会社の健保組合など

※夫の扶養家族に入る前に被保険者（本人）としての期間が1年以上ある場合、左表のAまたはBのどちらかを選択しなければなりません。

## 退職者本人が 死亡した

### 埋葬料（費）

…5万円

支給要件：下記のいずれかに該当した場合、支給されます。

- ①退職後3ヵ月以内に死亡
- ②退職後、傷病手当金や出産手当金を受けているときに死亡
- ③上記②の給付を受けなくなってから3ヵ月以内に死亡



「埋葬料（費）請求書」  
+  
死亡診断書または  
埋葬許可書（写可）

➡ 直接 健保組合へ

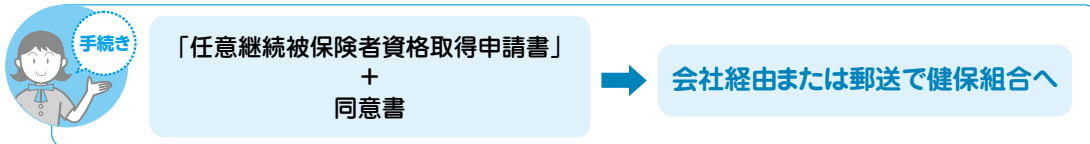
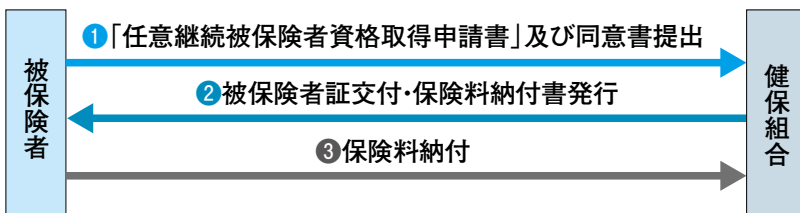
# 任意継続被保険者制度

被保険者期間が2ヵ月以上ある場合、退職後20日以内に手続きすれば、引き続き2年間で限度に被保険者になることができます。任意加入した場合、これまでは自己都合による脱退はできませんでしたが、令和4年1月から、健康保険組合へ届出を行えば、受理日の属する月の翌月1日に資格喪失できるようになりました。保険料は従来の会社負担分も含め全額自己負担となり、納付方法は、一括・半期・毎月のいずれかになります。毎月払いは、毎月10日までに納付します。保険料を納付期限内に納めないと、その翌日に資格を失います。

## 給付内容

任意継続被保険者・被扶養者とも、一般の被保険者・被扶養者と同じ給付・健康診断が受けられます。ただし、傷病手当金、出産手当金の支給は受けられません。退職時に傷病手当金、出産手当金の継続給付の受給要件を満たしている場合は、資格喪失後の継続給付として受給することになります。

## 申請・保険料納付手続き



## 資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、任意継続被保険者の資格を失います。

1. 2年を経過したとき(期間満了)
2. 死亡したとき
3. 保険料納付期日までに保険料を納付しないとき
4. 就職し、他の医療保険の被保険者となったとき
5. 船員保険の被保険者となったとき
6. 75歳になったとき
7. 資格喪失の届出を行い、受理されたとき

# 医療費通知



## 医療費のお知らせ

皆さんは、どれくらいの医療費がかかっているかご存知ですか？医療機関の窓口で支払う医療費は、全体の2～3割で、残りは健保組合が負担しています。

当組合では、皆さんが支払った医療費や、健保組合が負担した給付金などをお知らせしています。「医療費のお知らせ」は毎月、健康マイポータルに掲載します。「保険給付金支給通知」は給付の都度、通知します。医療機関の窓口でもらった領収証・明細書と照らし合わせて、チェックしましょう。



## ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ(通知書)

当組合では、「ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ(通知書)」を年2回通知しています。これは、被保険者と被扶養者のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、薬代の自己負担軽減が見込まれる方を対象とした案内通知です。

皆さんの自己負担額が軽くなるとともに、健保組合の財政の健全化にもつながりますので、ジェネリック医薬品のご利用をご検討ください。

○○○様

令和1年5月25日

### ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ

本明細では、過去あなたに処方された医薬品と、同一成分のジェネリック医薬品を参考までにご紹介いたします。ジェネリック医薬品への切り替えについては、まず医師にジェネリック医薬品の代替処方をお願いし、薬剤師にこの明細をご持参の上、ご相談ください。

事業所 ○○○ 所属 ○○○株式会社  
被保険者番号 ○○○○ 氏名 ○○○○様  
被保険者氏名 ○○○○様  
対象者氏名 ○○○○様

初回発行  
ジェネリック医薬品に切り替えた場合の削減可能額 最大 **2,374**円

令和1年3月～令和1年5月

医療機関/調剤薬局名	調剤薬局名	先発医薬品名	薬価	数量	単位	負担	先発医薬品代	削減可能額
診療年月	先発医薬品名						ジェネリック医薬品代	先発医薬品差額
〇〇調剤薬局							先発医薬品合計	削減可能額合計
R11	アレグラ錠 60mg	719	194.0	錠	3割	4,184	1,775	2,374
	フェキソフェナジン塩酸塩錠 60mg (セリアアフォー)					1,810		2374
	フェキソフェナジン塩酸塩錠 60mg (キョーリンリゾレオ)					1,810		2374
	計 25 件					4,184	1,775	2,374
	合計							

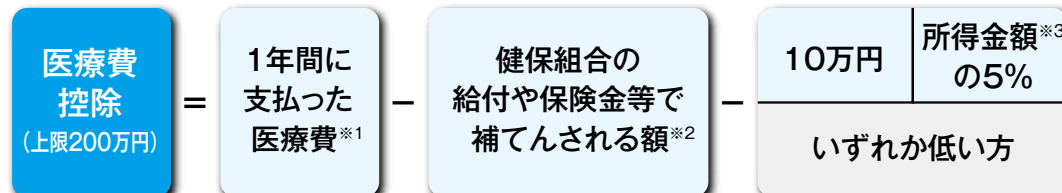
本明細は、医療機関・調剤薬局の過去の請求データに基づいて作成されています。  
記載のジェネリック医薬品は一例です。  
薬代については参考金額です。  
薬価、数量は少数第2位以下を四捨五入、薬代は円未満を切捨てた値を印刷しています。

MBK 連合健康保険組合  
東京都千代田区神田町2丁目4番1号  
PMO 神田町ビル 8F  
03-5297-1713



# 医療費控除

1年間(1月1日～12月31日)に支払った医療費の合計が10万円または所得金額の5%を超えた場合、所得税の確定申告をすると、その超えた分が課税対象から控除され、その分税金の一部が戻ってきます。出産や入院をした年や、家族の介護費用を負担しているケースなどが当てはまります。



※1 本人と扶養家族の医療費だけでなく、生計を一にする親族の分についても、申告者本人が支払っていれば、ここに含めることができます。

※2 健保組合の給付である「高額療養費」「出産育児一時金」や生命保険契約などで支給される入院費給付金など。「傷病手当金」「出産手当金」はここに含める必要はありません。

※3 給与(給料・賞与)の他に配当収入などがある場合は、それらの合計額となります。

## 医療費控除の対象となるもの

医師、歯科医師などに支払った治療費、出産費用、入院費、通院や医師往診のための交通費、送迎費(ただし、症状が重いとき)、あんま、はり、きゅうの施術代。義手、義足、松葉杖、義歯代。特定保健指導のうち一定の基準に該当する人が支払う自己負担金など。

## 医療費控除を受けるための手続き

時期 2月16日～3月15日

※曜日まわりにより変更されることがあります。

※医療費控除については1月から申告書を提出できます。

**必要なもの:** 源泉徴収票・医療費を証明する領収書(レシートでも可)等・領収書のない通院交通費などは日付、金額、経路などを書いたメモ(家計簿)・印鑑・確定申告書(用紙は税務署にあります)

### 当組合の医療費通知を確定申告に利用できます

確定申告をして医療費控除を受ける際は、「医療費控除の明細書」を提出することにより、領収書の提出が不要になります。

当組合では、健康マイポータル(40ページ参照)から医療費通知をダウンロードできるようになっております。

軽いカゼなら  
市販の薬で  
治す手も

## セルフメディケーション税制のご案内

市販薬の購入費用について所得控除を受けられる「セルフメディケーション税制」をご存知ですか? 特定の成分を含んだOTC医薬品(薬局・薬店・ドラッグストアなどで市販される医薬品)の年間購入額が合計12,000円を超えたとき、その超えた部分の金額が所得控除の対象となる制度です。上限金額は88,000円で、生計を一にしている家族の分も含まれます。対象となるOTC医薬品など、詳細は厚生労働省のホームページをご参照ください。

お問い合わせは税務署・税務相談室へ

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/index.htm>

# 介護保険

介護保険は、介護が必要となった方の負担を社会全体で支え合う制度です。



## 健保組合は市区町村に代わって保険料を徴収

健保組合は、介護保険の対象者となる40歳以上65歳未満の被保険者の保険料を徴収し、介護納付金として社会保険診療報酬支払基金へ納めています。65歳以上の人の保険料は市区町村が徴収しています。



## 介護保険に加入する人

- 40歳以上の人加入し、保険料を支払います
- 40～64歳までの加入者は「第2号被保険者」になります
- 65歳以上の加入者は「第1号被保険者」になります

※第1号被保険者と第2号被保険者の方では、保険料額や、その徴収方法、介護サービスの内容が異なります。

### 第2号被保険者の資格取得日と資格喪失日

40～64歳



第2号被保険者

**取得日** 40歳の誕生日の前日から加入  
(保険料は取得日の月から)

**喪失日** 65歳の誕生日の前日に資格を失う

5月

6月

7月

6月1日誕生日  
5月31日加入、  
保険料は5月分  
からとなります。

7月3日誕生日  
7月2日加入、保  
険料は7月分  
からとなります。

### 第1号被保険者の資格取得日

65歳以上



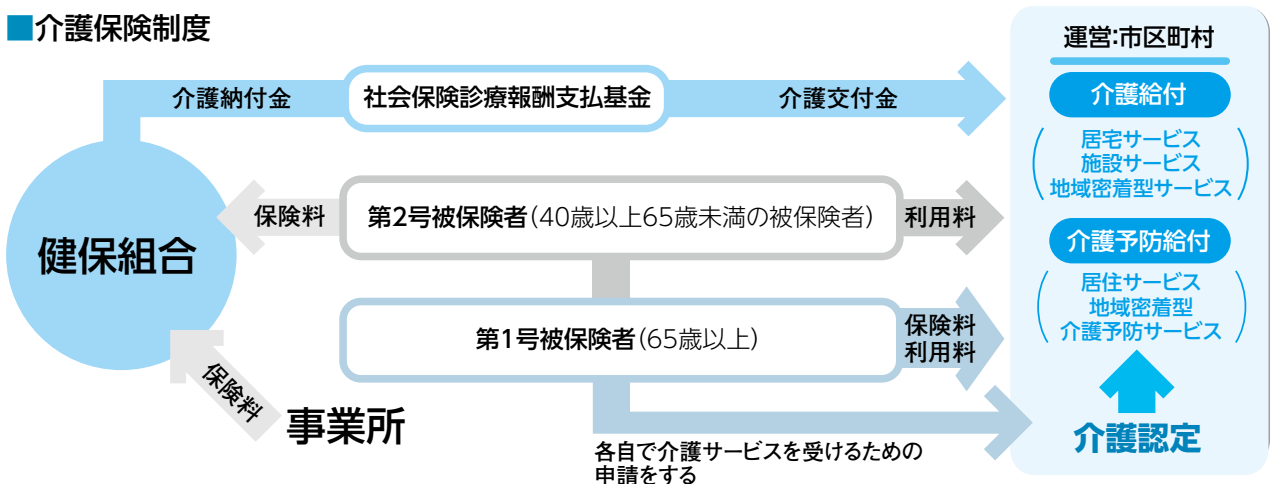
第1号被保険者

**取得日**

第2号被保険者としての資格を失った同日に第1号被保険者になる

第2号被保険者を扶養する40歳未満ならびに65歳以上の被保険者については、「特定被保険者」といい、保険料を支払います。40歳未満の特定被保険者は、介護保険料を納めますが、介護保険の対象にはなりません。

### ■介護保険制度



## 介護サービスを利用できる要件

サービスを受けるためには次のような要件を満たしている必要があります。



### 第2号被保険者 (40～64歳)

初老期の認知症、脳血管障害など、主に老化にともなう病気(特定疾病)によって介護が必要となったとき。(※下記参照)

#### 介護保険からサービスが受けられる病気

- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・骨折をともなう骨粗鬆症
- ・初老期における認知症
- ・脊柱管狭窄症
- ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・多系統萎縮症
- ・脊髄小脳変性症
- ・早老症
- ・進行性核上性麻痺、  
大脳皮質基底核変性症  
及びパーキンソン病
- ・慢性関節リウマチ
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・糖尿病性神経障害、  
糖尿病性腎症および  
糖尿病性網膜症
- ・両側の膝関節または  
股関節に著しい変形を  
ともなう変形性関節症
- ・がん末期

### 第1号被保険者 (65歳以上)

寝たきり、認知症などで常に介護を必要とするとき。または、常時の介護は必要ないが、家事や身支度など、毎日の生活に支援が必要となるとき。

## 利用の仕方

- ①本人や家族が市区町村へ要介護認定の申請をします。  
要介護認定は、訪問調査や主治医の意見書などから介護が必要かどうか、また、サービスの程度を7段階に分けて判定します。
- ②要介護認定を受けたら、「在宅サービス」か「施設サービス」かを選択します。

## 自己負担額

- ①利用料の1割。ただし、65歳以上の方(第1号被保険者)のうち、一定以上所得者(合計所得額が160万円以上等)は2割。
- ②施設に入った場合は居住費や食事代(上限あり)や日用品代。
- ③その他、早朝・夜間・深夜・送迎などの保険外のサービス料。

# 高齢者医療制度

75歳以上の人（一定の障がいのある場合は65歳以上の人）は、健康保険組合を脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者になります。健康保険組合は、後期高齢者の医療費の財源として後期高齢者医療制度へ支援金を負担します。

また、65～74歳の方は、前期高齢者として継続して健康保険組合に加入しますが、健康保険組合は前期高齢者の医療費の財源として前期高齢者医療制度へ納付金を負担します。

## 後期高齢者医療制度

### ● 保険証の交付

後期高齢者医療制度は、都道府県単位の後期高齢者医療広域連合が主体となって運営している独立した制度で、被保険者には広域連合から保険証が交付されます。

後期高齢者医療制度の保険証が交付されましたら、今まで使用していた保険証を会社を経由して健保組合に返却してください。

### ● 保険料と自己負担

被保険者は、所得に応じた保険料を負担します。年金額が15,000円以上の人は原則として年金から天引きになります。

医療費の自己負担は1割（現役並み所得者は3割・一定以上所得者\*は2割）です。

\*現役並み所得者を除く、課税所得28万円以上かつ年収200万円以上の人

現役並み所得者* <sup>1</sup>	3割
一定以上所得者（課税所得28万円以上かつ年収200万円以上の人* <sup>2</sup> ） *現役並み所得者を除く	2割
上記以外の人	1割

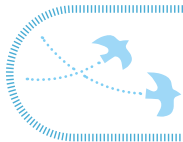
※1 世帯の中に課税所得145万円以上の75歳以上の人がいる場合

※2 複数世帯の場合は年収合計が320万円以上

上記のとおり、75歳以上で一定以上の所得がある方は令和4年10月より自己負担が2割となりましたが、令和7年9月までは、外来での一月分の負担の増加を3,000円以内に収める経過措置が導入されています。

## 前期高齢者の医療費（詳細については市区町村役場に問い合わせください）

65～74歳の前期高齢者は、国民健康保険におよそ8割の人が加入しています。この偏在による医療費の不均衡を調整するため、前期高齢者の加入率によって負担を調整するしくみになっており、全国平均の前期高齢者加入率より低い健保組合などは納付金を納めます（加入率が高い国民健康保険は交付金を受けます）。



# 相談窓口のご案内



## メンタルヘルスのご相談

「こころの耳」(厚生労働省)

<http://kokoro.mhlw.go.jp>



こころの耳電話相談	<b>0120-565-455</b> (フリーダイヤル・無料で相談可能)
	月曜・火曜 17:00~22:00 土曜・日曜 10:00~16:00 (祝日・年末年始はのぞく)

※LINE、メールでの相談もできます。

その他、東京都福祉保健局、各都道府県の精神保健福祉センター等にも相談窓口があります。

## 受診等の判断・応急手当に関するご相談

一般救急電話相談

**#7119** (相談料は無料、通話料は利用者負担)

急な病気やけがに関して相談員(看護師)に医療機関を受診すべきかどうかのアドバイスを受けられます。

こども医療電話相談事業

**#8000** (相談料は無料、通話料は利用者負担)

全国同一の短縮番号#8000をプッシュすることでお住まいの都道府県の窓口自動的につながります。小児科医師・看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院などのアドバイスが受けられます。

医療機関案内「ひまわり」(東京都)

**03-5272-0303**

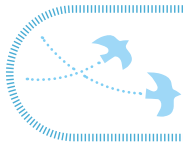
東京都内の医療機関を対象に、お問い合わせ時間に診療を行っている医療機関を音声・FAXでご案内します(FAXでの案内は、FAX機能付き電話機に対応)。

▼下記URLより、PC・スマートフォンでも検索できます

<https://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq13/qqport/tomintop/>



各都道府県や市町村、保健所・保健センターなどに同様の相談窓口があります。ホームページや地域の新聞・回覧などでご確認ください。



# 保健事業のご案内



## 令和6年4月から一部事業の内容が変わります

- ★花粉症や皮膚疾患で薬が処方されている方を対象にセルフメディケーション推進のためにスイッチOTC医薬品の情報提供を行います。
- ★前期高齢者および前期高齢者間近の60代前半の方々を対象に、フレイル予防や認知症予防のための情報提供を行います。
- ★運動の習慣化のためにスポーツクラブと法人会員契約を行います。
- ★禁煙支援事業による禁煙外来治療費補助額の上限を20,000円へ増額します。また、新たにオンライン禁煙プログラムの提供を行います。(詳細は44ページ参照)
- ★医療機関未受診者に対して行っていた重症化予防事業の受診勧奨(電話指導)対象者を変更します。
- ★ジェネリック医薬品利用促進シールの配布、および適正受診(柔整・あんま・はり・きゅう)対策リーフレットの配布が廃止となります。
- ★重症化予防事業 口腔ケアが廃止となります。

### 健康情報の提供

- 健康保険と医療のガイドの配布  
【事業所単位希望制】
- 育児書の配布  
【加入者資格を有し第一子を出産予定(妊娠9ヵ月目:32週以降の出産予定者)もしくは出産した女性被保険者・被扶養者】
- 適正受診通知  
ジェネリック医薬品利用促進の通知  
頻回受診・重複投薬の通知
- 重症化予防対策事業 情報提供通知の配布
- 情報提供ツール「健康マイポータル」の利用
- セルフメディケーション推進事業 **[NEW]**
- 前期高齢者向け疾病予防サービス事業 **[NEW]**

### 生活改善のきっかけづくり

- 健康増進事業「&well」
- 禁煙補助事業  
禁煙外来費用補助 ※補助額上限の増額  
オンライン禁煙プログラム提供 **[NEW]**
- スポーツクラブ(法人会員契約) **[NEW]**

### 疾病予防のために

- インフルエンザ予防接種費用補助  
(当組合の定める接種期間)
- 重症化予防対策 生活習慣病受診サポート  
【対象者変更】
- 郵送健診  
【40歳以上の被扶養者で健診未受診者】
- つよい子になるぞ!!キャンペーン
- 家庭用常備薬の斡旋

### 保養所

- ラフォーレ倶楽部
- 星野リゾート
- 三井不動産ホテル・リゾート



# 令和6年度 「インフルエンザ予防接種」費用補助制度のご案内

～令和6年10月15日から12月15日接種分の補助が受けられます～

- ★補助対象者：予防接種日に資格のある被保険者・被扶養者（任意継続者を含む）
- ★対象期間：令和6年10月15日（火）～令和6年12月15日（日）接種分 ※対象期間については、流行により変更となる場合があります。
- ★実施機関：任意の医療機関（国内での接種に限る）
- ★補助額：1名1回に限り2,000円を上限とする。ただし、乳幼児等で分割して接種した場合は合算した額。なお、別途自治体等で助成を受けた場合は、その額を差し引いた額を申請。

## ▼ 申請手順

- 1 接種希望者は医療機関へ直接申し込む。
- 2 医療機関の指示に従い接種を受け、窓口で予防接種費用全額を支払い、領収書をもらう。
- 3 インフルエンザ予防接種補助金請求書に領収書原本を貼付のうえ、事業所経由で当組合に提出。  
※すべての記入事項に漏れがないよう注意。（任意継続の方は当組合へ直接郵送。）
- 4 当組合より事業所あて補助金を支給（事業所より被保険者へ支払われます）。

**補助金請求書** 当組合ホームページよりダウンロードしてご使用ください。

**提出期限** 令和7年1月15日（水）（組合必着）※提出期限を1日でも過ぎると不承認となります。

### 注意!

補助金請求書に貼付する領収書は接種者1名につき1枚、①から⑤すべての記載が必要です。1つでも記載が漏れている場合は、受付できませんのでご注意ください（書類を返却させていただきます）。

- ① 予防接種医療機関名
- ② 接種者氏名
- ③ 接種日（診療日）
- ④ 金額 ……家族で合算したものは不可。
- ⑤ 但し書き ……「インフルエンザ予防接種代」である旨明記されていること。

領 収 証	
健康 太郎 殿 ……②	
金額	3,600円 ……④
接種日：令和6年11月15日 ……③	
インフルエンザ予防接種代として ……⑤	
健康保険組合病院 ……①	
院長 健保 花子	

※領収書原本は返却いたしません。

## 直接契約医療機関での接種をオススメします!

東京および一部地域の当組合直接契約医療機関を利用すると、補助金額を差し引いた残額で接種できるようになります。お近くに契約医療機関がございましたらぜひご利用ください。

なお、契約医療機関、料金、利用方法等の詳細は当組合ホームページでご確認ください。

### 注意点

※直接契約医療機関を利用した方は、補助金請求書による補助金の重複請求はできません。

※利用時には必ず委任状（当組合ホームページからダウンロード）の提出が必要です。

# 「健康マイポータル」のご案内

当組合では、一人ひとりがお自身の健康情報を管理できる専用サイト「健康マイポータル」を開設しております。  
ご利用いただく際は、組合が発行した個人IDとパスワードが必要となります。

## 主な機能

### ① 医療費通知

入院などで高額な医療費がかかったとき、当組合から支給される「高額療養費」や「付加給付金」の金額がひと目で確認できるようになり、医療費控除の申請にも役立ちます。

### ② 健診結果

経年でご自身の健診結果を見ることができます。「健診数値の変化」がひと目でわかります。

### ③ 保養所の利用

ラフォーレ倶楽部・星野リゾート・三井不動産ホテル・リゾートの組合限定予約サイトとなっています。

### ④ 健診利用申込

各種健康診断の申込ができます。

※特定健診（集合契約）は、40～75歳の被扶養者および任意継続被保険者のみ対象

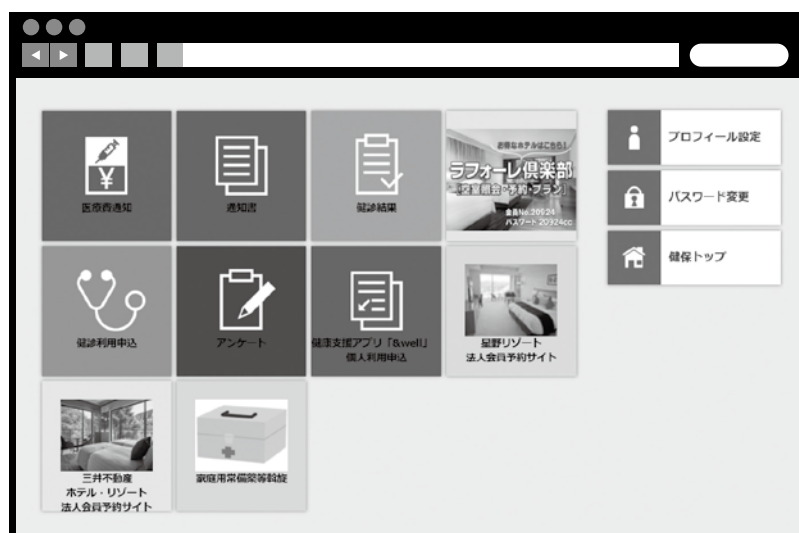
**注意** 健診機関への予約は別途必要となります。

### ⑤ 「&well」個人利用申込

健康支援アプリ「&well」の利用申し込みができます。

### ⑥ 常備薬購入

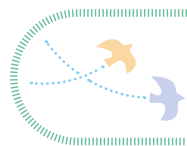
加入者限定で常備薬を他より安く購入できます。



## 健康マイポータル登録の注意事項

- 一度も登録したことがない方は、「新規利用登録」よりメールを送信してください。
- 加入者ひとり到一个のメールアドレスが必要となります。
- ログイン画面の「ログインID、パスワードを忘れた方はこちら」よりID・パスワードの再発行ができるのは、既に登録済みの方となります。一度も登録したことがない方は組合へ連絡して再発行を行ってください。
- 登録しているメールアドレスの変更は、健康マイポータルトップの「プロフィール設定」より行うことができます。





# 健康診断のご案内



## 各種健康診断の補助と利用者一部負担金

年度1回に限り各種健診の補助をいたします。特定保健指導は、健診受診後に該当者となった方へ実施いたします。

なお、利用者負担金は、契約健診機関へお支払いいただきます。(生活習慣病健診の被保険者除く)

種類	受診の対象	年齢	利用者負担金
日帰りドック	被保険者・被扶養者	40歳以上	20,000円
婦人健診	女性被保険者・被扶養者	74歳以下	施設型:7,000円
			巡回型:5,000円
生活習慣病健診	被保険者	74歳以下	2,500円
	任意継続被保険者	35歳以上	7,000円
		34歳以下	4,000円
	被扶養者 (任意継続被扶養者含む)	35歳以上	無料
34歳以下		4,000円	
特定健診	被扶養者(任意継続被扶養者含む) 任意継続被保険者	40歳以上	無料
特定保健指導	被保険者・被扶養者 (基準対象となった者)	40歳以上	無料

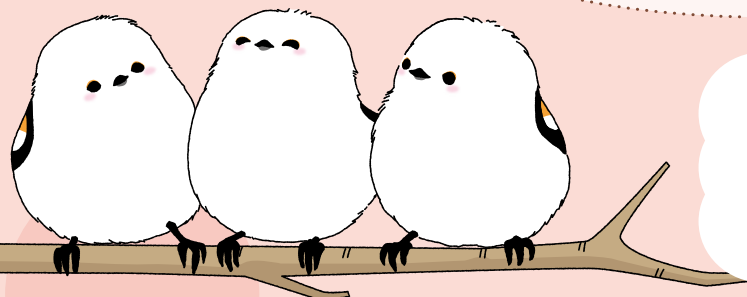


健康であると思っても  
実際体の内部では  
悲鳴をあげているかもしれません。

症状の無い病気を発見するには、  
無症状のうちから定期的に  
健康診断を受けることが大切です。



年に1回、  
健康診断・特定健診を受診して、  
自身の健康を見直しましょう。





# あなたの健康活動を &wellがバックアップ!

## やる気を大事にして、健康活動を応援!!



&wellは、スマートフォンアプリや会員サイトを利用して  
毎日の健康活動をトータルにサポートするサービスです。  
仲間と一緒に参加できるイベントや、自分の生活習慣の可視化、  
豪華商品がもらえるポイントプログラムなど、アプリがあなたをサポートします。



### &wellウォーク (チーム対抗戦)



あつまねー!!  
同僚たちとチームを作り平均歩数を競うチーム  
対抗戦。  
仲間たちと励ましあいながら  
楽しく歩いて、豪華賞品を狙いましょう。

### リテラシークイズ「ウェル知」

正解率 **34.4%**  
 順位表  
 ★★☆☆☆  
 [幸せホルモン]と呼ばれる  
セロトニンの原料となる成分が  
多く含まれる食品はどれ?  
 1 ラッキョウ  
 2 野菜サラダ  
 3 牛乳  
 4 豚肉  
 34.4% 0

食事、運動、メンタル、  
睡眠、健康管理の5分野か  
ら問題を出題。  
開催期間中毎朝1問配信さ  
れる4択クイズに気軽に解  
答するだけで自然とリテ  
ラシーが高まります。

### 自分ログ・歩数ログ



日々の歩数とランキングを表示する歩数ログ、  
運動、食事、睡眠、メンタルなどに関する良  
い生活習慣のために必要な行動や体重を簡単  
に記録・管理できる自分ログで、日々の生活  
習慣を可視化します。

### &well測定会



健康診断では分からない心身の不調の原因な  
ど、自分のカラダの状態を知る機会を提供し  
ます。

### 疾病リスク予測



健康診断データをもとに、  
3疾病(糖尿病・高血圧  
症・脂質異常症)のリスク  
(%)を予測。  
入力された健診データに  
応じて&wellおすすめのコン  
テンツもご提案します。

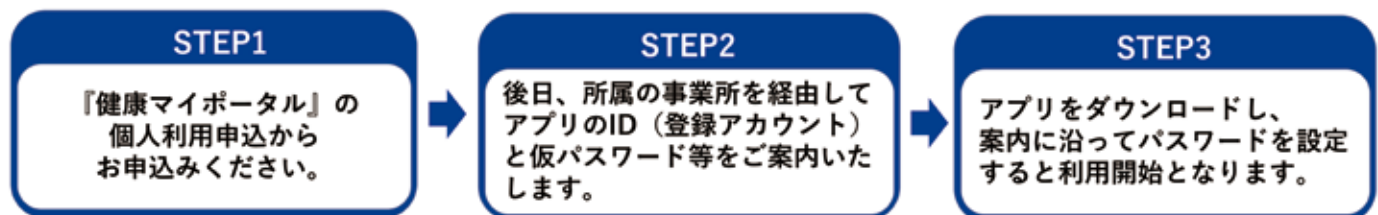
### &wellポイント



日々の活動で獲得した&wellポイントは、  
ポイント数に応じて、豪華賞品をいつでも  
交換することができます。

## 《申込から利用開始までの流れ》

- 利用できる方・・・被保険者のみ(任意継続被保険者除く)
- 利用できる機種・・・iPhone・Android ※タブレット(iPad等)でのご利用は出来ません。



法人会員制倶楽部  
ラフォーレ倶楽部よりご案内

利用対象者 MBK連合健康保険組合にご加入の本人(被保険者)と  
そのご家族(被扶養者) ※同行者も会員料金でご利用いただけます。



COURTYARD  
BY MARRIOTT



外資系ブランド「マリオットホテル」を含む契約対象施設を  
一般料金よりもお得な会員料金でご利用いただけます。

利用施設  
一覧

<p>① 栃木</p> <p>ホテルラフォーレ那須 0287-76-3489 ● 素泊まり 5,000円/人～</p>	<p>② 長野</p> <p>軽井沢マリオットホテル 0267-44-4489 ● 素泊まり 7,000円/人～</p>	<p>③ 長野</p> <p>コートヤード・バイ・マリオット 白馬 0261-75-5489 ● 素泊まり 6,000円/人～</p>	<p>④ 山梨</p> <p>富士マリオットホテル山中湖 0555-65-6711 ● 素泊まり 7,000円/人～</p>	<p>⑤ 神奈川</p> <p>ラフォーレ箱根強羅 湯の楼 0460-86-1489 ● 素泊まり 7,000円/人～</p>
<p>⑥ 静岡</p> <p>ラフォーレ伊東温泉 湯の庭 0557-32-5489 ● 素泊まり 5,000円/人～</p>	<p>⑦ 静岡</p> <p>伊豆マリオットホテル修善寺 0558-72-2011 ● 素泊まり 7,000円/人～</p>	<p>⑦ 静岡</p> <p>ホテルラフォーレ修善寺 0558-74-5489 ● 素泊まり 5,000円/人～</p>	<p>⑦ 静岡</p> <p>ラフォーレ修善寺&amp; カントリークラブ 0558-74-5489 ● 1ラウンド 6,900円/人～ (ピラ会員)</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> <p>愛犬とご宿泊 いただけるお部屋を ご用意しております。</p> </div>
<p>⑧ 滋賀</p> <p>琵琶湖マリオットホテル 077-585-6300 ● 素泊まり 7,000円/人～</p>	<p>⑨ 和歌山</p> <p>南紀白浜マリオットホテル 0739-43-7000 ● 素泊まり 7,000円/人～</p>			

**ラフォーレ倶楽部はいつでもベストレート**  
上記掲載の料金は法人契約によるラフォーレ  
倶楽部会員料金です。

【料金例】5月に伊豆マリオットホテル修善寺へご宿泊の場合

※2024.1時点

素泊まり/スーペリアルーム泊 定員利用時 1名様あたり 消費税・サービス料込	一般料金 13,310～29,040円	➡ 会員料金 <b>7,000～13,000円</b>
--	------------------------	--------------------------------

※掲載の料金は定員利用時1名様あたりの料金で、消費税・サービス料を含む総額表示です。別途入湯税を申し受けます。※マリオットホテルおよびコートヤード・バイ・マリオット 白馬はチェックインの際、デポジットとしてクレジットカードのプリントまたは現金をお預かりさせていただきます。また、ラフォーレ倶楽部会員料金でご利用の場合、Marriott Bonvoy™会員特典の対象外となります。

ご利用方法

ご予約は、4ヶ月前の月の1日\* 9:00から。24時間受付のラフォーレ倶楽部WEBサイトまたはアプリよりお申込みください。

各ホテル・ゴルフ場にてお電話でも承ります。(受付時間:平日 9:00～17:00) ※年末年始休業 ※トップシーズンは受付開始日が異なります。

**STEP 1 ご予約**

予約方法① WEBサイトまたはアプリ

WEB予約には利用者登録が必要です。  
法人会員No.20924  
法人パスワード 20924cc

予約方法② ホテル・ゴルフ場へ電話

【法人会員名:MBK連合健康保険組合】  
【法人会員No.20924】とご利用日・ご利用人数などをお伝えください。ご予約成立後、お名前・会社名・部署名・お電話番号をお伝えいただき、「予約No.」と「キャンセル料発生日」をお控えください。

**STEP 2 ご利用日当日**

ホテルフロントにて予約代表者の「健康保険証」をご提示ください。

ラフォーレ倶楽部  
公式スマートフォンアプリ

お得なプランやおすすめ情報はアプリからチェック!

お得なクーポン配信中!

マイページの法人会員No.に「20924」、法人パスワードに「20924cc」と入力してください。

# 深刻！近隣からの煙でトラブル

在宅時間が増えた中、ベランダからの拡散だけでなく、「台所の換気扇から排気されるタバコの煙」をめぐるトラブルが増えています。すでに平成24年には、裁判で5万円の賠償が命じられたケースが発生。新築のマンションではベランダ喫煙を最初から禁止、既存のマンションでも、管理規約を改定した事例が増えています。

さらに、ベランダはもちろん、室内での喫煙を禁止したマンションも。

## ■なぜ煙が入ってくる？

窓を閉めていても、タバコの煙はサッシとレールのすき間から流入

受動喫煙で、頭痛、目やのどの痛みなどの健康被害が発生



台所の換気扇で、室内全体が外より気圧が低い状態になると、屋外のタバコの煙があらゆる隙間から室内に入ってくる

監修

産業医科大学  
産業生態科学研究所  
健康開発科学研究室  
教授 大和 浩

# シン・タバコ

※政府やタバコ産業は「たばこ」、科学者は外来品として「タバコ」と表記しています。

## 当組合の禁煙支援事業

### オンライン禁煙プログラムを新規導入します。

オンライン禁煙プログラムは、医療機関へ通院する必要がないため通院時間の確保が難しい方でも取り組みやすく、費用は組合全額負担となりますので、無料でご利用いただけます。

また、オンライン禁煙プログラムの導入に伴い、従来の禁煙外来治療費補助額の上限を15,000円から **20,000円**へ変更します。

これにより、禁煙外来の自己負担がほとんどなくなりますので、ぜひご活用ください。

### オンライン禁煙プログラム

- 補助対象者** 申請時点で当組合の資格がある被保険者(任意継続被保険者を除く)
- 申請方法** オンライン禁煙プログラムの案内チラシより直接プログラムへお申込みください。

### 禁煙外来治療費補助

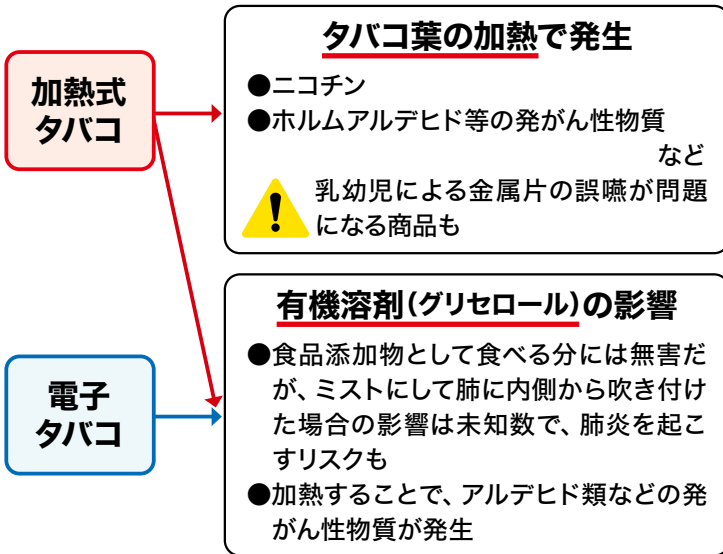
- 補助対象者**
- ① 申請時点で当組合の資格がある被保険者(任意継続被保険者を除く)
  - ② 日本国内の医療機関の禁煙外来にて医師の指導のもと、禁煙プログラムを修了し禁煙に成功した方
  - ③ 原則として計5回の受診により治療を完了した方、または、5回未満の受診において、医師等により治療が完了したと判断された方
- 申請方法**
- ① 禁煙外来の初診日までに、「禁煙外来治療利用申込書」を当組合へ郵送またはFAXしてください。
  - ② 禁煙外来治療がすべて終了したら(原則として計5回)、「禁煙外来治療補助金支給申請書」に必要事項を記入のうえ、医療機関が交付した「禁煙外来治療終了証明書」、「禁煙治療費の明記がある医療機関発行の領収書原本(医科・調剤分)」を添付して、所属事業所経由で当組合あて提出してください。

# 新型タバコ、その害は

「新型なら害は少ない」…は誤解です。加熱式タバコは、200～300℃でタバコ葉を蒸し焼きにすることで発がん性物質が発生。紙巻きタバコより量が少なくても、長年使用すれば、健康を害するおそれがある。もちろん、ニコチンも発生するので「ニコチン依存症」から一生抜け出せません。

また、加熱式のスティックや、電子タバコのリキッドに使われている有機溶剤などの添加物による害も懸念されます。

## ■加熱式タバコ・電子タバコの害



\*厚生労働省 e-ヘルスネット「加熱式たばこの健康影響」「電子たばこ」

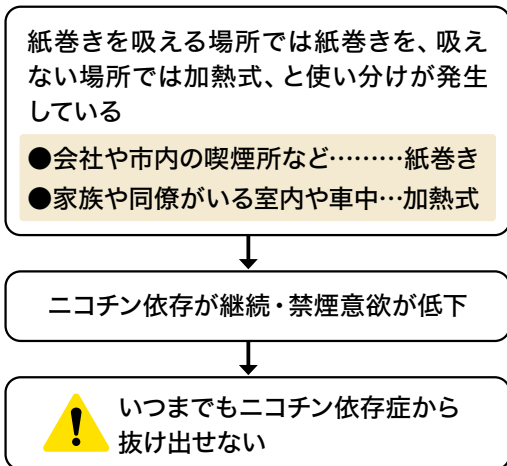
# 事情

「望まない受動喫煙をなくす」ことが国民の義務となり、これからはますます吸いにくい環境になっていきます。また、新型タバコは「おしゃぶりみたい」という声も…。「タバコはかっこいい」とされていた昭和の時代から事情は大きく変わりました。ここでは、最新の調査・研究結果をもとに、令和のタバコ情報をご紹介します。

禁煙へのステップとして加熱式・電子タバコへの切り替えを考えている方、ちょっと待って！**加熱式タバコは禁煙意欲を低下させ、禁煙成功率が低くなる**という調査結果が出ています。

ちなみに、加熱式タバコを近くで使用された場合、吐き出す息に含まれている有害物質により、パートナーや同僚などが危険にさらされることになります。

## ■加熱式タバコで禁煙しようと思っても…

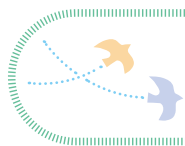


近くで加熱式を使用された場合、タバコを吸わない人の半数に気分不良などの健康被害が生じる

\*Tabuchi T, et al. Heat-not-burn tobacco product use in Japan. Tobacco Control. 2018;27:e25-e33

# 真実はいかに？

# 加熱式タバコ vs 禁煙



## 組合議員就退任の報告 (敬称略)

### ●退任について

次の方が退任されました。

- ・選定議員 田辺 智士 三井物産スチール株式会社
- ・互選議員 成田 信治 株式会社QVCジャパン

### ●就任について

新たに次の方が就任されました。

- ・選定議員 浅利 麻衣子 三井物産スチール株式会社
- ・互選議員 平野 敦子 株式会社QVCジャパン



## 理事会・組合会の報告

- ・第264回 理事会 (令和5年5月25日開催)
- ・第265回 理事会 (令和5年7月13日開催)
- ・第118回 組合会 (令和5年7月13日開催)
- ・第266回 理事会 (令和6年1月18日開催)
- ・第267回 理事会 (令和6年2月14日開催)
- ・第119回 組合会 (令和6年2月14日開催)



## 公告事項

### ●事業所の加入に関すること

株式会社保健同人フロンティア青山支社	東京都港区	令和4年10月 1日
MTテクノロジーズ株式会社	東京都港区	令和5年 5月 1日
Raxi株式会社	東京都千代田区	令和6年 2月 1日

### ●事業所の所在地変更に関すること

プラスオートメーション株式会社	東京都江東区	令和5年 1月23日
株式会社農産アグリーン	兵庫県尼崎市	令和5年 6月 2日
高速道路トールテクノロジー株式会社	東京都港区	令和5年 7月 1日
株式会社ドットミー	東京都千代田区	令和5年 8月 1日
日本ミシュランタイヤ株式会社	群馬県太田市	令和5年 8月 1日

### ●事業所の削除に関すること

株式会社保健同人フロンティア青山支社	東京都港区	令和5年 4月 1日
リテールデジタルソリューションズ株式会社	東京都港区	令和5年 9月 1日
りらいあコミュニケーションズ株式会社	東京都渋谷区	令和5年 9月 1日
ストレージプラス株式会社	東京都千代田区	令和5年12月15日
西豪州エル・エヌ・ジー輸入サービス株式会社	東京都千代田区	令和6年 2月 1日
株式会社タップ	埼玉県所沢市	令和6年 3月 1日

### ●収入支出予算・決算に関すること

令和4年度事業報告及び収入支出決算について
令和6年度収入支出予算について

### ●組合同約・規程に関すること

(新設)	【規 程】コミュニケーション促進費用補助内規
(変更)	【規 約】第7条 議員の任期 【規 程】育児休業等に関する規程、介護休業等に関する規程、健康保険被保険者証管理規程、冠婚葬祭料規程、事務取扱規程、生活習慣病健診利用規程、インフルエンザ予防接種費用補助規程、個人情報保護管理規程



